

令和4年度概算要求における就職氷河期世代支援関連予算 各府省資料

1 相談、教育訓練から就職、定着まで切れ目のない支援

- ハローワークにおける専門窓口の設置、専門担当者のチーム制による 就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援【厚労省】 … 1
- 就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース」【厚労省】 … 2
- 「出口一体型」のプログラムや民間ノウハウを活用した教育訓練・職場実習の職業訓練受講給付金の給付対象化【厚労省】 … 3
- ポストコロナ時代を支える観光人材育成・確保【国交省】 … 4
- 自動車整備業における人材の確保・育成【国交省】 … 5
- 造船・舶用工業における人材の確保・育成【国交省】 … 6
- 船員の確保・育成のための対策【国交省】 … 7
- 内航海運への就職支援のための海技資格取得促進及び海技資格保有者への再教育の実施【国交省】 … 7
- 新規就農者育成総合対策【農水省】 … 8
- 森林・林業新規就業支援対策【農水省】 … 9
- 経営体育成総合支援事業【農水省】 … 10
- 漁業担い手確保緊急支援事業【農水省】 … 11
- 求職者支援訓練【厚労省】 … 12
- 就職氷河期世代を対象とした教職に関するリカレント教育プログラム事業【文科省】 … 13
- 就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業【文科省】 … 14
- 放送大学の充実【文科省】 … 15
- 超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業【文科省】 … 16
- 専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト【文科省】 … 17
- 持続的な产学共同人材育成システム構築事業【文科省】 … 18
- 女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業【文科省】 … 19
- 大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデルの構築 … 20
- 【文科省】
- 社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究【文科省】 … 21
- 地域未来DX投資促進事業【経産省】 … 22
- トライアル雇用助成金【厚労省】 … 23
- 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）【厚労省】 … 24
- キャリアアップ助成金（正社員化コース）【厚労省】 … 25
- 人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）【厚労省】 … 26
- 中小企業・小規模事業者人材対策事業【経産省】 … 27
- 農山漁村振興交付金（地域活性化対策）【農水省】 … 28
- 農山漁村振興交付金（農福連携対策）【農水省】 … 29
- 民間事業者のノウハウを活かした不安定就労者の就職支援【厚労省】 … 30

2 個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

- アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化【厚労省】
- ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信【厚労省】
- 若者等職業的自立支援推進事業（サポステ）【厚労省】
- 身近な基礎自治体におけるひきこもり支援の充実【厚労省】
- ひきこもり支援に携わる人材の養成研修【厚労省】
- 8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の促進（地域共生社会の実現に向けた取組）【厚労省】
- 地域における子ども・若者支援体制の整備推進【内閣府】
- 地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング【厚労省】
- 農業分野等との連携強化モデル事業【厚労省】
- 就労準備支援事業等の広域的実施による実施体制の整備促進【厚労省】
- 技能習得期間における生活福祉資金貸付の推進【厚労省】
- 地域女性活躍推進交付金【内閣府】

3 プラットフォームを核とした新たな連携の推進

- 就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム等【内閣官房】 …41
- 就職支援コーディネーター（人材開発支援分）【厚労省】 …42
- 就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援 【厚労省】 …43
- 地域就職氷河期世代支援加速化交付金【内閣府】 …44

4 その他の取組

- …31 ➤ 就職氷河期世代等に対する積極的な広報の実施【厚労省】 …45
- …32 ➤ ふるさとワーキングホリデー推進事業【総務省】 …46
- …33 ➤ 地域おこし協力隊【総務省】 …47
- …34 ➤ ローカル10,000プロジェクト【総務省】 …48
- …32 ➤ 移住・交流情報ガーデン【総務省】 …49
- 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業【経産省】 …50
- テレワーク普及展開推進事業【総務省】 …51
- …35 ~54
- …36 ➤ 雇用型テレワークの導入支援【厚労省】 …55
- …37 ➤ 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の実施 【人事院】 …56
- …38
- …39
- …38
- …40

1 相談、教育訓練から就職、 定着まで切れ目のない支援

就職氷河期世代の就職支援のためのハローワーク専門窓口設置及び担当者制によるチーム支援

令和4年度概算要求額 1,790百万円 (1,660百万円)

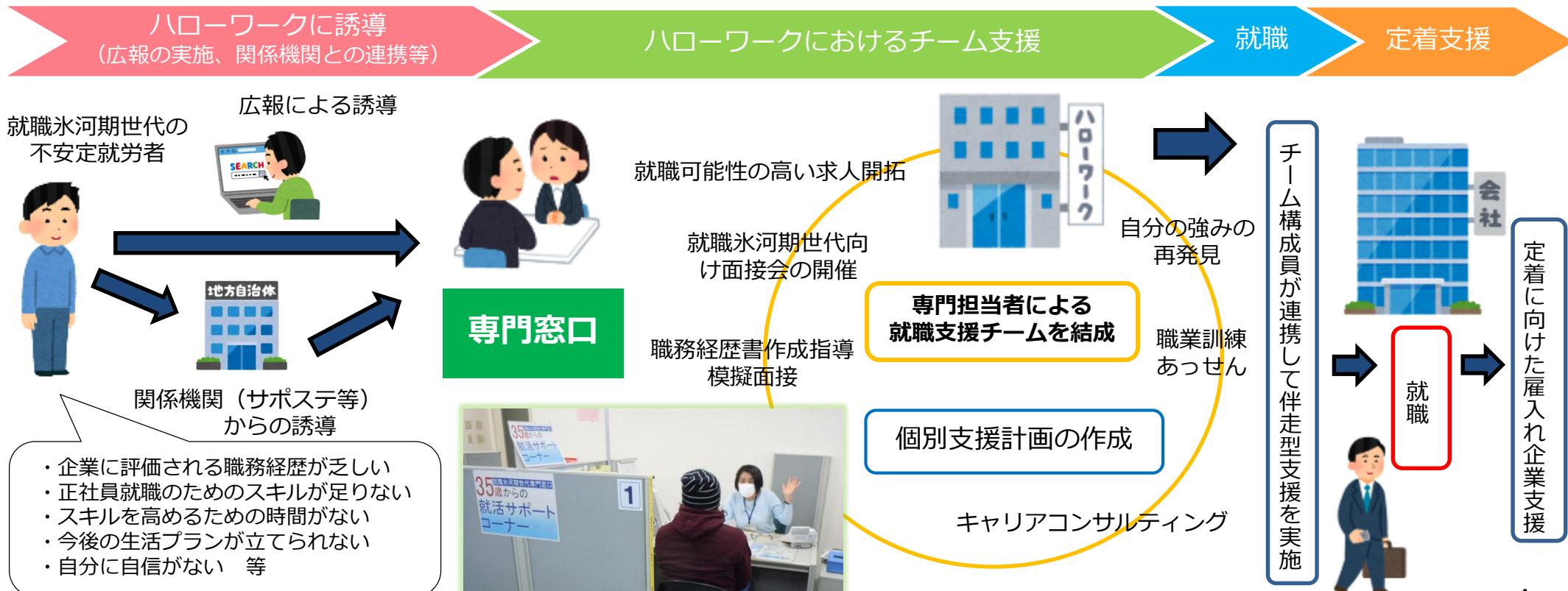
- 就職氷河期世代の不安定就労者は、概して能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経験も積めていない。また、就職活動の失敗により自分に自信が持てない、正社員就職を諦めているなど、様々な課題を抱えている者が多い。
- 一人ひとりの課題に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等それぞれの専門担当者がチームを結成し就職から職場定着まで一貫して支援。
- 令和4年度から、事業所が多く立地する地域のハローワークにおいて、求人開拓や就職氷河期世代限定面接会の開催等の取組を集中的に実施。

＜専門窓口数＞ 82か所

＜体制＞ 就労・生活支援アドバイザー 82人

就職支援コーディネーター 82人 → **112人**

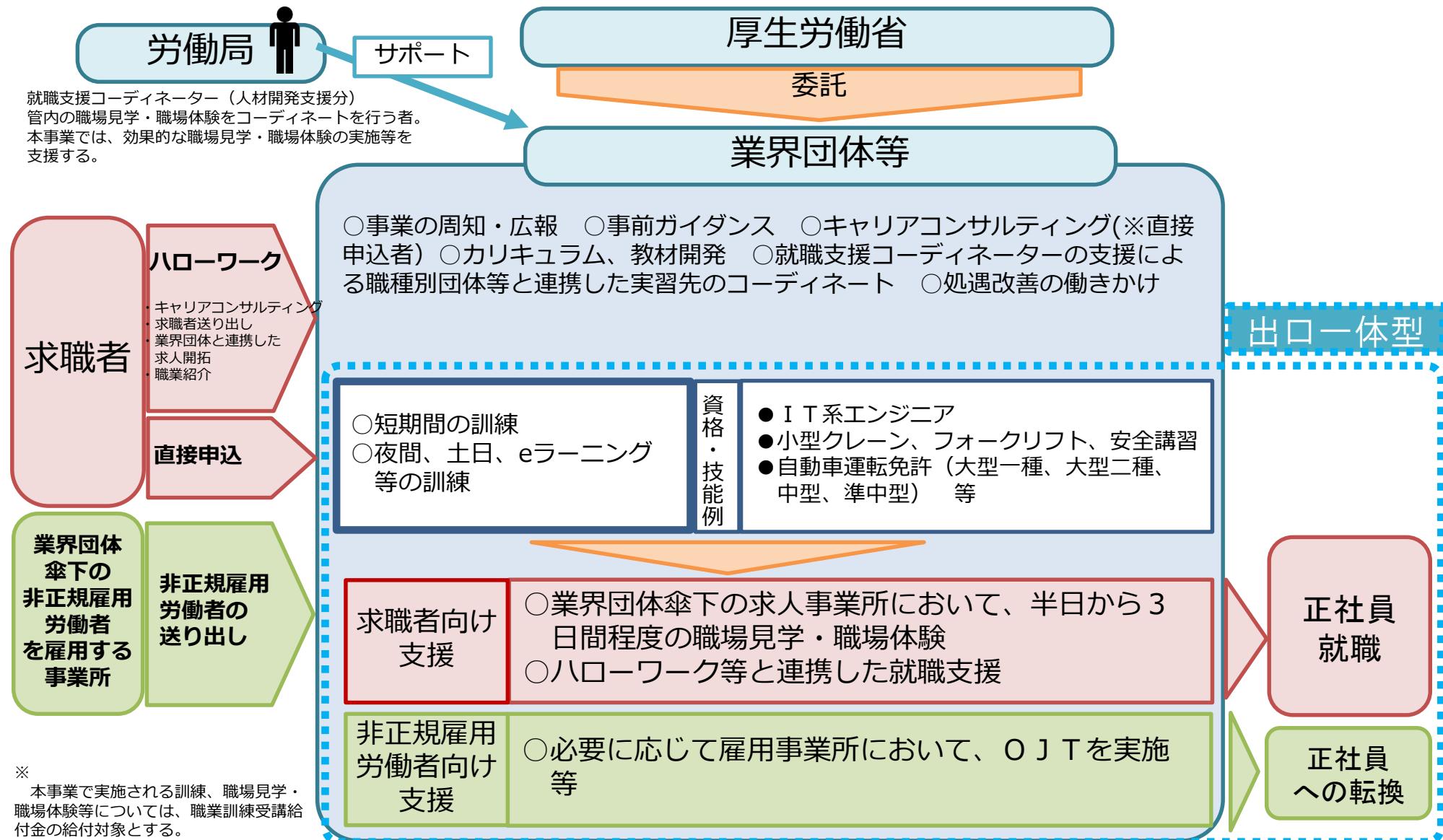
職業相談員 144人



就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コースの実施

令和4年度概算要求額
2,602,779(2,745,138)千円

就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース」により、短期間で取得でき、安定就労につながる資格等の習得を支援するため、業界団体等に委託し、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を行う。さらに、求職中の非正規雇用労働者の方が働きながら受講しやすい夜間、土日やeラーニング等の訓練を提供する。



求職者支援制度の趣旨・目的

雇用保険を受給できない求職者に対して、①訓練を受講する機会の確保、②一定の場合に訓練期間中における給付金の支給、③ハローワークが中心となったきめ細かな就職支援を行うことにより、早期の就職を支援するもの。

対象者

雇用保険を受給できない者で、就職を希望し、支援を受けようとする者

- 例えは… ➤ 雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者
➤ 雇用保険の適用がなかった者
➤ 学卒未就職者、自営廃業者等

訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を認定（2ヶ月から6ヶ月の訓練）。
➤ 成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた地域職業訓練実施計画を策定し、これに則して認定。
➤ 訓練実施機関には、就職実績も加味（実践コースのみ）した奨励金を支給（実績に応じて5～7万円/人月）。

給付金

- 訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金（月10万円+交通費及び寄宿する際の費用（ともに所定の額））を支給。
➤ 不正受給について、不正受給額（3倍額まで）の納付・返還のペナルティあり。

訓練受講者に対する就職支援

- 訓練開始前から修了後に至るまで、ハローワークが中心となった訓練実施機関と緊密な連携を図った支援。
➤ ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求め支援（必要に応じ担当者制での支援）。

令和4年度予算概算要求額：127百万円の内数

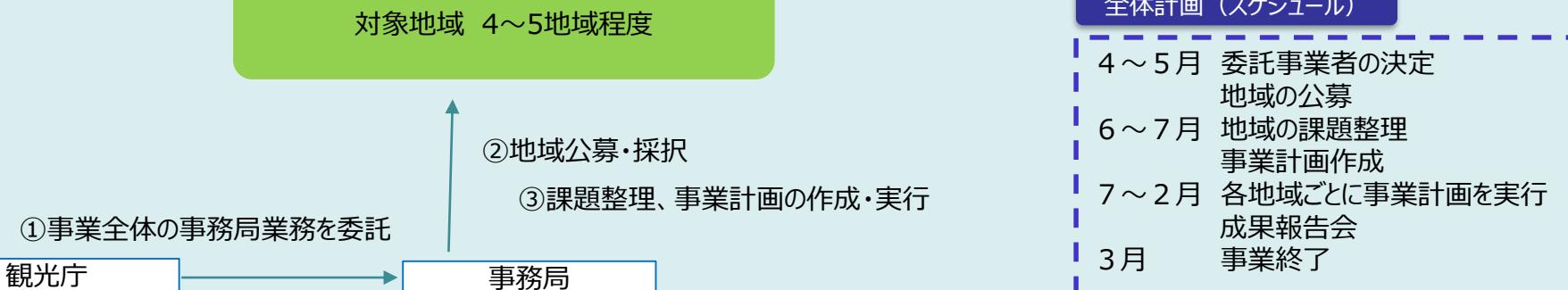
背景・課題

- 宿泊業における有効求人倍率は2倍以上であり、宿泊業界における人手不足は深刻である
- また、ポストコロナ時代を見据え、観光サービスの変革や、新たな働き方に対応できる人材が求められる
- さらに、インバウンドを含む観光需要回復に応えるためにも、人材の確保・育成・活用を進めることが重要である

事業の概要・方向性

- 全国複数の地域において、これまでの効果検証を実施した上で、宿泊業界、観光関連業界が抱える人材の確保・育成・活用に向けたモデル事業を実施する
 - ・観光関連産業従事者のキャリアパスを構築し明確にすることで、女性や就職氷河期世代等を含めた人材「確保」
 - ・ポストコロナ時代を見据え、都市部IT人材やリモートワークを活用したDX対応や副業・兼業の推進による人材「活用」
 - ・Web環境整備やマーケティング等の教育実施によってインバウンドを含む観光サービス対応ができる人材「育成」 等
- 課題と解決策のノウハウを事例集としてまとめ、全国で同じ課題を抱える地域へ普及する

実施イメージ



⇒地域における人材確保・育成・活用を促進

令和4年度予算概算要求額:85百万円の内数

- 人材確保のためには、経営者自身が、若者・女性の志向や離職者の離職原因を正しく理解し、適切な対策を講じることが重要。
- 国土交通省では、関係業界との連携により、全国で経営者向けの「人材確保セミナー」を開催。

○人材確保セミナーで発表された分析・取組事例

【分析】

- ・ 若者が働きたい組織の特徴は「安定」「職場環境」「ワークライフバランス」
- ・ 若者は他の世代より、「職種」「給与」「教育制度の充実」「福利厚生」の重視度が高い
- ・ 新入社員の1ヶ月の許容残業時間は、「30時間以下」3割、「20時間以下」6割弱
- ・ 離職理由1位は「人間関係への不満」、2位は「仕事内容への不満」「労働条件や勤務地への不満」
- ・ 転職者は、「勤務日数」「勤務地」を重要視

【対応例】

- ・ 経験や能力に対応した給与水準の確保
- ・ 休日・休暇制度の充実
- ・ 女性が働きやすい環境づくりなど、多様な働き方ができる労働条件の整備
- ・ 資格費用の会社負担など、就職氷河期世代を含む未経験、無資格者の受け入れ制度 → 募集に「安心」「無資格」「教える」「育てる」ワードが入っていると応募数増加



〈人材確保セミナー開催風景〉

○開催実績 ※令和3年度以降も、全国で開催予定

(平成29年度)大阪

(平成30年度)札幌、静岡、岐阜、山口

(令和元年度)宮城

(令和2年度)愛知、関東

造船・船用工業における人材の確保・育成

現状と課題

令和4年度予算概算要求額:100百万円の内数

- 我が国造船業は、国内に生産拠点を維持し、船用工業を周辺産業として有する裾野の広い産業として、地域経済・雇用を支えている。
- 我が国では、少子高齢化等の影響により生産年齢人口の減少が進み、人手不足が深刻な状況となっており、造船・船用工業においても、人材の確保・育成が課題となっている。

生徒・学生等の人材の確保・育成

■ 造船工学の教材の周知

- 就職先となる造船事業者や高校教員のニーズを踏まえ、2016年に作成した教材を周知



[造船工学新教材]

■ 造船教員の養成プログラムの作成

- 造船教員の研修プログラム・ツールの検討
- 造船集積地域間の連携による持続的な運営体制の検討



[トライアル研修の様子]

■ 地域の教育機関・造船企業間のネットワーク再構築のためのインターンシップ等実施ガイダンスの作成

- 生徒・学生が地元の中小造船企業を魅力ある就職先候補として認識できる環境づくりのため、地域連携による造船所でのインターンシップ等を推進
- 2015年度及び2016年度に長崎・大分地域でモデル事業を実施し、ガイダンスとして取りまとめ



[インターンシップ等実施ガイダンス]

造船・船用工業分野で就労する人材の育成

■ 造船技能研修センター

- 全国6地域(横浜、相生、因島、今治、大分、長崎)の技能研修センターにおいて、新人研修や、溶接・ぎょう鉄・塗装などの専門技能研修を実施



(溶接)



(ぎょう
鉄)



(塗装)

地方協議会

地方運輸局

・造船事業者
・造船関連事業者

・産
学

・大学
・高校

自治体

○地方運輸局が主催する地方協議会において、工業高校における造船教育の新たな実施を後押し

○現在造船教育の実施を検討している高校の後押しをすべく、これまでの取組みの成果の普及を促進

○その他同協議会等において、地域の特性に応じた人材不足対策を推進

※平成29年度より、運営費を予算措置。令和2年度は各地域で計9回開催。

地方協議会等において、事業者ニーズを踏まえ、造船工学新教材、造船技能研修センター等を活用した就職氷河期世代の受け入れの環境整備について推進。

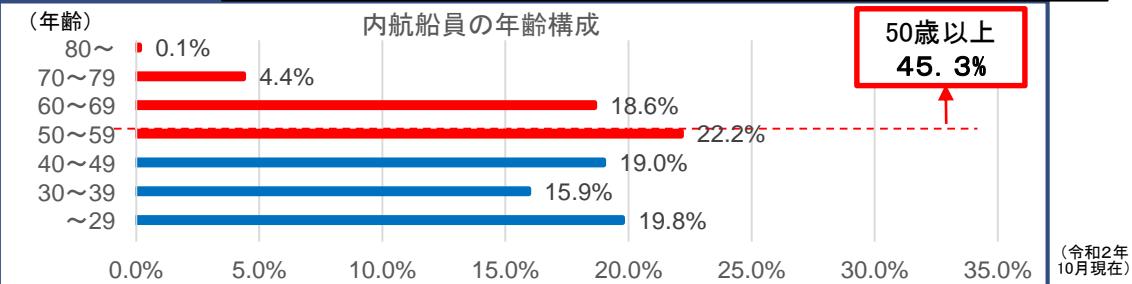
内航船員の確保・育成のための対策

令和4年度予算概算要求額: 7102百万円の内数

背景

- ◇ 内航船員とは、国内を運航する船舶において働く船員であり、国内物流を支える重要な役割を担っている。
- ◇ 内航船員は高齢化が著しく、安定的な国内海上輸送を確保するうえで船員の育成・確保が喫緊の課題。

(内航船員数: 28,597人 (R2年10月1日現在)
就職氷河期世代の旧海員学校(現海技教育機構)卒業生のうち
海上就職できなかった者: 1000人弱)



船員の確保・育成のための対策【121百万円の内数】

<船員計画雇用促進事業>

- ◇ 内航事業者が就職氷河期世代を含む船員経験のない者(45歳未満)を雇用して、育成した場合に支援。

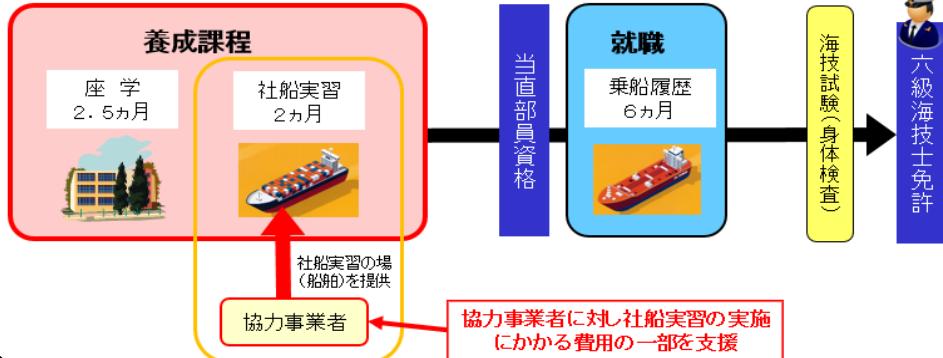
<内航船員就業ルート拡大支援事業>

- ◇ 就職氷河期世代を含む、船員の専門教育機関を卒業していない者が民間養成機関において短期で海技資格を取得できる養成課程について、座学及び社船実習のうち、社船実習に協力する事業者に対して実習費用の一部を補助。

社船実習の場を確保することで、短期養成の受入規模を維持・拡大

6級海技士短期養成課程(4.5ヶ月)卒業者は

- ・資格取得に必要な乗船履歴を2年 → 8ヶ月(社船実習2ヶ月を含む)に短縮
- ・国家試験の筆記試験免除(身体検査のみ)



内航海運への就職支援のための海技資格取得促進及び海技資格保有者への再教育の実施【6,981百万円の内数】

- ◇ (独)海技教育機構「海技大学校」及び「海上技術短期大学校」にて、内航船舶の運航に必要な知識、技能、最新の機器の取扱いなどの訓練を行っているところ、特に就職氷河期において、これらの学校で訓練を受け資格を取得したものの、船員として就職できなかった者が存在する。

- ◇ このため、このような就職氷河期世代の者の船員としての就職を促進するため、現在の船舶の運航で主に用いられている航海計器、機関装置等の操作に関するスキルアップを取り入れたリカレント訓練を実施する。

海技大学校(兵庫県芦屋市)

- 海技資格保有者に対し、海技に関する短期教育を実施
 - ・船員短期再航海科コース: 船舶・安全、海上交通法規、航海計器、航海当直、甲板作業訓練 等
 - ・機関科コース: 機関概要、執務一般、補機、機関工具の取扱い、軸系とプロペラ 等
 - ・期間: 基本(5日間)、標準(10日間)

海上技術短期大学校(4校: 小樽校・宮古校・清水校・波方校)

- 航海専科
 - ・高卒者を対象に、船員(航海士・機関士)になるために必要な4級海技士となる者を養成
 - ・修業期間 2年
 - ・養成定員 290名

就職氷河期世代の内航船員への就業に寄与

新規就農者育成総合対策

【令和4年度予算概算要求額 23,605（20,501）百万円】

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、就農に向けた研修資金、親元就農を含む経営開始時の投資を基本とする経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、伴走機関等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化等の取組を国と地方が一体となって支援するとともに、職業としての農業の魅力の発信等の取組を総合的に支援します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大（40万人 [令和5年まで]）

<事業の内容>

1. 資金面の支援

49歳以下の新規就農を促進するため以下の支援を実施。

① 経営開始への支援

経営開始資金として、最大1,000万円を支援します。（1,000万円を無利子融資の上、その償還金を国と地方が支援。一部は毎月の定額助成として最大13万円を最長3年間まで受け取ることも可能。）

② 雇用就農への支援

雇用元の農業法人等に対して、最長5年間、資金を助成します。

③ 研修への支援

研修期間中の研修生に対して、最長2年間、資金を助成します。

2. 技術面の支援

① 農業研修への支援

農業団体等の伴走機関が行う実践的な研修農場の整備等を支援します。

② 技術指導への支援

先輩農業者等による新規就農者への技術面や販路の確保等のサポートを支援します。

③ 農業教育への支援

農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化等を支援します。

3. 人材の呼込み等の促進

① 多くの人に職業としての農業の魅力を伝えるための情報発信等を支援します。

② 就農に関する情報の一元化や相談体制の強化等による円滑な就農へ繋がる取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 資金面の支援

① 経営開始への支援

認定新規就農者の経営開始資金として、最大1,000万円を支援（1,000万円を無利子融資の上、その償還金を国と地方が支援）

1,000万円のうち、一部は毎月の定額助成として、
最大13万円/月を最長3年間まで受け取ることも可
能※1

② 雇用就農への支援

雇用元の農業法人等に対して
1か月あたり最大で以下の資金を助成※2,3
1年目：10万円、2年目：8万円、3年目：
6万円、4年目：5万円、5年目：4万円

③ 研修への支援

研修生に対して
研修期間中、最大13万円/月
を最長2年間助成※1,3



2. 技術面の支援

① 農業研修への支援

伴走機関が行う研修農場の機械や設備の導入経費等を支援※3

② 技術指導への支援

先輩農業者等による技術・販路確保等に関する指導に係る経費等を支援

③ 農業教育への支援

農業大学校・農業高校等※3における
・農業機械・設備等の導入
・国際的な人材育成等に向けた海外研修
・スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化
・出前授業の実施、リカレント教育の充実等

3. 人材の呼込み等の促進

① 農業の魅力を伝える情報発信等

職業としての農業の魅力を伝えるための情報発信等を支援

② 円滑な就農へ繋がる取組への支援

・就農に関するポータルサイト
「農業をはじめる.jp」の機能強化
・全国段階の相談窓口の設置
・市町村等への就農相談員（コンシェルジュ）設置等支援体制の充実
・新・農業人フェアの開催
・インターチェンジの実施、体験拠点の設置

※1 前年の世帯所得が原則600万円未満の者を対象

※2 新規雇用就農者の増加分を支援

※3 研修内容や実績について就農に関するポータルサイトに登録された農業法人、研修機関等が対象

「緑の人づくり」総合支援対策

【令和4年度予算概算要求額 5,318（4,658）百万円】

＜対策のポイント＞

林業への新規就業者の確保・育成、就業前の青年に対する給付金の支給、高校生や社会人へのインターンシップ等の実施、キャリアアップ等による定着化を促進するとともに、森林経営管理制度の運用に当たって市町村への指導・助言を行える技術者の養成等に取り組みます。

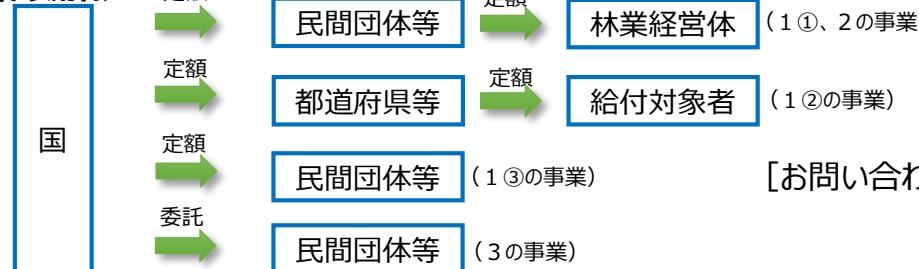
＜事業目標＞

- 新規就業者の確保（1,200人 [令和4年度]）
- 労働安全の向上（死傷年千人率 5割削減 [令和12年まで]）
- 森林経営管理制度の支援を行える技術者の育成（1,000人 [令和5年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 森林・林業新規就業支援対策	4,949（4,617）百万円
① 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業 就業ガイダンスや林業作業士研修、造林作業者の育成、山間部での定着に向けた導入研修等に必要な経費を支援します。	4,419（4,183）百万円
② 緑の青年就業準備給付金事業 林業大学校等において、林業への就業に必要な知識・技術等の習得を促進し、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。	500（413）百万円
③ 未来の林業を支える林業後継者養成事業 高校生や社会人が森林作業を実践的に学ぶインターンシップ等の実施、林業グループの育成、山村地域で森林・林業を支える女性の活躍等を支援します。	30（20）百万円
2. 現場技能者キャリアアップ対策	324（-）百万円
林業従事者の定着化促進に向け、統括現場管理責任者等の育成や技能検定制度の創設を支援します。	
3. 森林経営管理制度推進事業	46（41）百万円
森林経営管理制度を円滑に運用できるよう、市町村の森林・林業担当職員を支援する技術者を養成するとともに、全国の知見・ノウハウを集積・分析し、市町村等に提供します。	

＜事業の流れ＞



[お問い合わせ先]

(1①、②、2の事業) 林野庁経営課 (03-3502-8048)
(1③の事業) 研究指導課 (03-3502-5721)
(3の事業) 森林利用課 (03-6744-2126)

＜事業イメージ＞

1. 新規就業者等の確保・育成

就業ガイダンスの開催、トライアル雇用

林業大学校等で学ぶ青年への給付金の支給
(最大155万円／年・人 最長2年支給)

[※は主な拡充事項]

高校生・社会人に対する
インターンシップ等

※ 高校生・女性活躍への支援

林業への就業

フルストワーカー（林業作業士）研修
(最大約137万円／年・人)

※ 定着化を図るサポート体制を支援

造林作業者の育成
を図る多技能化研修

2. 定着化の促進

キャリアアップ

フルストリーダー（現場管理責任者）研修

フルストマネージャー（統括現場管理責任者）研修

技能検定制度の創設支援

技能評価試験の試行的な
運用を支援
※ 普及に向けた取組等を支援

技能の評価

3. 森林経営管理制度推進事業

市町村を指導できる技術者を養成する研修
の実施

森林経営管理制度に関する知見・ノウハウを
集積・分析し、市町村等に提供

地域の森林・林業行政の支援体制を構築



<対策のポイント>

漁業・漁村を支える人材の確保・育成を強化するため、漁業への就業前の者に対する資金の交付や就業・定着促進のための漁業現場での長期研修、漁業者の経営能力の向上を支援するほか、新たにインターンシップやトライアル雇用の受入れ、就業環境改善の取組、4級及び5級海技士免許の資格取得等を支援します。また、ICTやAIを利用した水産新技術の活用講習の開催を支援します。

<事業目標>

毎年2,000人の新規就業者を確保

<事業の内容>

1. 漁業担い手確保・育成事業

- ① 漁業学校等で学ぶ者に就業準備資金を交付します。
- ② 就業希望者への就業相談会の開催等を支援するとともに、新たにインターンシップや就業体験の受入を支援します。
- ③ 定着促進のため、新規就業者の漁業現場での長期研修への支援に加え、就業希望者が漁業就業への適性を判断できるようトライアル雇用の実施を支援します。
- ④ 若手漁業者の経営・技術の向上を支援するとともに、新たに資源管理やICT活用技術、複数漁法の習得等を支援します。

2. 経営・就業環境改善支援事業

地域で周年を通じて就業できる環境整備や収益性向上・就業環境改善の取組を支援します。

3. 水産高校卒業生を対象とした海技士養成事業

4級及び5級海技士資格取得のための履修コースの運営等を支援します。

4. 水産デジタルネイティブ育成事業

ICTやAIを利用した水産新技術の活用講習に取組む水産研修機関等に対し、指導用研修機材の導入等の開催に係る経費を支援します。

(関連事業)

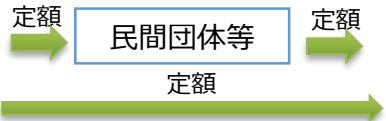
水産業成長産業化沿岸地域創出事業

新規就業者のための漁船や作業環境改善に資する漁船等の導入を支援します。

漁業収入安定対策事業

計画的に資源管理等に取り組む新規就業者の漁獲変動等による減収を補てんします。

<事業の流れ>



(1～3の事業)
(4の事業)

<事業イメージ>

1. 国内人材確保に向けた支援

就業前	就業相談会の開催・インターンシップ・就業体験等	就業準備資金の交付 (最大150万円、最長2年間)	夜間・休日等の学習支援	
	トライアル雇用研修(最長3ヶ月)			
トライアル雇用研修(最長3ヶ月)				
就業後	雇用型	漁業経営体への就業を目指す 最長1年間※、最大14.1万円/月を支援	※就業準備資金の交付期間が1年以下の場合、長期研修の研修期間を最長1年間延長可能	
	幹部養成型	沖合・遠洋漁船に就業し、幹部を目指す 最長2年間※、最大18.8万円/月を支援		
	独立型	独立・自営を目指す 最長3年間※、最大28.2万円/月		
実践型(水揚目標等を定めた経営計画の実証) 研修最終年の実践研修経費を交付 最長1年間、最大150万円/年			雇用就業者の独立自営・経営起ち上げにも適用(最長2年間)	
独立・自営を目指す 最長3年間※、最大28.2万円/月				
経営・技術の向上、資源管理・ICT活用技術・知識の習得を支援				

繁閑に対応した複数漁業の組合せや漁業以外の仕事との兼業等、地域で周年就業可能な受入環境整備等の取組支援
※就業準備資金の交付期間が1年以下の場合、長期研修の研修期間を最長1年間延長可能

3. 受講生募集 → 4級及び5級乗船実習コース

→ 海技士の受験資格を取得

ICTやAIを利用した水産新技術の活用講習の実施

→ デジタル技術を活用する人材の育成

(1、2の事業) 水産庁企画課 (03-6744-2340)
(3の事業) 研究指導課 (03-6744-2370)
(4の事業) 研究指導課 (03-3591-7410)

漁業担い手確保緊急支援事業

【令和2年度第3次補正予算額 104百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた他産業の労働者や就職氷河期世代等の新規就業と定着を促進するため、通信教育等を通じたリカレント教育の受講を支援するほか、就業相談会の開催や漁業現場での長期研修などにより、就業準備から定着までを支援します。

<事業目標>

漁業新規就業者の確保（毎年2,000人）

<事業の内容>

1. 漁業リカレント教育支援事業

就職氷河期世代を含む幅広い世代に対し、通信教育等の学習プログラムを通じた夜間・休日の受講を支援します。

2. 漁業就業支援事業

- ①漁業への新規就業者の確保に向け、就職氷河期世代を含む幅広い世代へ働きかけるため、就業相談会の開催や就業情報の発信を支援します。
- ②漁業への就業に向け、漁業学校等で学ぶ者に就業準備資金を交付します。
- ③新規就業者の技術・知識の習得に向け、漁業現場で行う長期研修の実施を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

リカレント教育支援

仕事を続けながら、漁業への就業に必要な知識・技術の習得を支援

- ・夜間・休日に受講可能な学習プログラムの受講を支援

在宅で受講可能な通信教育プログラム



漁業現場での実習プログラム



就業相談会

漁業への転職など就業希望者と新たな担い手を受入れる意向を持つ漁業会社や地域とが直接面談できる就業フェアを開催



漁業学校等での就学

就学期間中に就業準備資金として12.5万円/月を交付



雇用型 漁業経営体への就業を目指す
最長1年間、最大14.1万円/月を支援

独立型 独立・自営を目指す
最長3年間、最大28.2万円/月を支援

長期研修による技術習得

雇用型
独立型

独立型

求職者支援訓練におけるコース設定の要件緩和

令和4年度概算要求額 11,723,627の内数 (11,494,318の内数) 千円

現状・課題

- 実践的な技能等を付与する「実践コース」について、現行の訓練期間は3月以上6月以下とされているが、資格取得に要する期間等から、3月末満のコース設定が可能と考えられるものがある。
- また、マルチジョブホルダー・非正規雇用労働者など在職中の者等が、働きながら資格取得などによる安定就労を目指して訓練を受講するには1日の訓練時間（※）が長いなど、受講しづらい状況にある。
※現行制度では、訓練時間は1日あたり原則5時間以上6時間以下、1月あたり100時間以上



見直しの内容

- 就職氷河期世代を含めた安定就労を目指す方々が、個々人の状況に応じて安定就労に有効な職業能力等の習得ができるよう、令和2年3月より以下の見直しを行った。

<実践コースにおける訓練期間の下限緩和>

- ・実践的な技能等を習得の上、就職に直結する資格を取得できる特定の訓練コースについては、訓練期間の下限を緩和した（現行3月以上を2月以上とした）。

【対象コースの一例】介護初任者研修対応コース（介護初任者の資格取得）3ヶ月→2ヶ月
メディカルクラーク等対応コース（医療事務関係の資格取得）3ヶ月→2ヶ月

<在職中等特に配慮を要する者を対象とするコースにおける訓練時間の下限緩和>

- ・ハローワークが必要性を認めた在職者等（※）を対象とした訓練コースを設定する場合、訓練時間の特例措置の対象とした（1日あたり原則3時間以上6時間以下、1月あたり80時間以上とした）。

※ 雇用保険の被保険者になれていないマルチジョブホルダー・非正規雇用労働者など在職中の者や、雇用保険の受給資格のない育児や介護中の者など受講にあたって訓練時間に特に配慮を有する者で、ハローワークにおいて当該コースの受講が安定就職に必要であると判断された者。

【新たに設定可能としたコース例】週あたり平日夜間3H×5日+土で5H
(月～金18時～21時+土9時～15時 (1H昼休憩))

学校教育における外部人材活用事業

令和4年度要求額
(前年度予算額)

61百万円
67百万円)



背景・課題

令和2年度から始まった新たな学習指導要領では「社会に開かれた教育課程」を掲げ、学校教育を学校内に閉じずに社会と連携しながら実現することとされている。また、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、「教員資格制度に係る規制・制度の見直し」のなかで「社会人登用に必要な採用プラットフォームを整備するなど、運用面でも社会人登用が進むよう環境整備を行う。」「学校現場に関わりたいと考えている社会人等が、どのような関わり方ができるのか、また、その実現のためには、どのような手続・要件を経ていく必要があるのか、実情を把握し、教師のサポート役や生徒・学生の支援など多様な形での関わり方があることを前提に、多様な人材を積極的に呼び込み・活用する」とされており、多様な経験や背景を持つ人材が学校現場に円滑に参画できる環境整備を行う必要がある。

【公立学校教員のうち民間企業等勤務経験者の比率】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
採用者全体	31,176	31,305	30,461	32,985	34,952
民間企業等勤務経験者	1,491	1,454	1,769	1,298	1,415
民間企業等勤務経験者の比率	4.8%	4.6%	5.8%	3.9%	4.0%

出典：公立学校教員採用選考会試の実施状況について※民間企業等勤務経験者は、アリバイト除く（継続的な雇用に係る勤務経験のある者）

事業内容

多様な経験を有する人材が学校現場に円滑に参画できる環境を整備するため、学校現場と多様な経験や背景を持つ人材をつなぐ仕組みづくりの検討を行うとともに、就職氷河期世代を対象としたリカレント教育プログラムを継続して実施する。

学校現場と多様な経験や背景を持つ人材をつなぐ在り方研究事業（分野に特化した全国的な仕組みの検討）

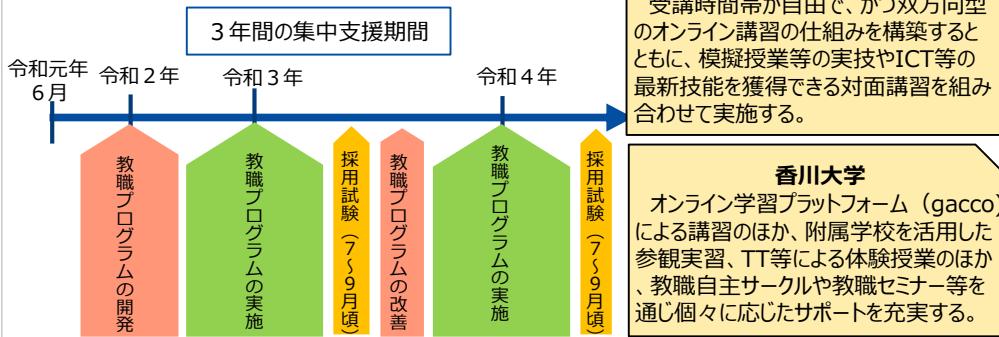
- オリンピアン・パラリンピアン等のアスリートを活用し、ニーズの高い分野の人材に特化した全国的なマッチングの在り方について検討する。
- 具体的には、①受入先の学校や多様な経験や背景を持つ人材の掘り起こし、②採用（マッチング）、③学校現場へ参画する際に必要な研修・講習の開発及び実施、④採用後のサポート等を含め一体的に支援する事例を創出しつつ、全国的な仕組みの在り方の検討を行う。
- 件数・単価：1箇所×約1,400万円（予定）



就職氷河期世代を対象とした教職に関するリカレント教育プログラム事業（継続事業）

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2019について」（令和元年6月21日）において、正規雇用化をはじめとした活躍の場を広げる取組を3年間集中的に政府として支援する。
- そのため、毎年実施される教員採用試験に向けて、令和元年度補正予算にて開設したプログラムを引き続き実施し、教員免許状を持つものの教職への道を諦めざるを得なかった者等の学校現場への参画を支援する。

- 件数・単価：8箇所×約545万円（予定）



アウトプット(活動目標)

教職リカレントプログラムの実施及び改善を図るとともに、学校現場と外部人材をつなぐ在り方研究事業の仕組みの検討を行う。

アウトカム(成果目標)

- 初期（令和2年度）：教職リカレントプログラムを開発・実施し受講者を増加させるとともに、研究事業による事例を創出する
- 中期（令和3年度）：教職リカレントプログラムの受講者数を増加させるとともに、（令和4年度）アスリート人材の入職事例を創出する。
- 長期（令和5年度以降）：学校教員に占める民間企業等勤務経験者の数を増加させる。

インパクト(国民・社会への影響)

多様な経験を持つ民間企業等経験者やアスリート人材が学校現場で専門的な知識・経験を活かし、より効果的な学校教育を実現する。

就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業

令和4年度要求額 522百万円（新規）

事業趣旨

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、就業者、失業者・非正規雇用労働者、希望する就職が出来ていない若者に対して、大学・専門学校を拠点とし就職・転職に繋がるプログラムを提供し、受講生のキャリアアップを図る。

（参考）令和3年1月時点で雇用見込み労働者数は約10万人、完全失業者数は約209万人、非正規雇用労働者数は2,058万人と依然として厳しい雇用情勢は継続しており（総務省労働力調査）、産業界からは、医療・介護、運送・流通、建設、DXの推進に向けて人材が求められている。

令和3年度の取組

- 令和3年度においては40大学において63プログラムを実施しており、厚生労働省職業訓練受講給付金との連携による求職活動と学修の両立の実現、ハローワーク等とも連携した就職・転職に繋がるプログラムを実施。

課題

- 令和4年度以降も厳しい雇用情勢が見込まれることに加えて、DX人材をはじめとした社会のニーズが高い分野に就職・転職するための環境整備を進めることが重要。

事業概要

1. 就業者等に対するDX人材の育成プログラムの開発

件数・単価：大学・専修学校 10カ所 × 3,000万円

- 就業者・失業者等を主な対象に、DX人材として社会に必要な能力・技能を取得できるプログラムを提供し、労働局と連携した就職・転職支援を併せて行うことでDX人材を育成し受講者の就職・転職に繋げる。

*実施対象

大学・専修学校（10カ所） *地域や雇用情勢等のバランスを考慮

*対象となるプログラム（例）

- ・受講者の就職・転職に繋がる見込みが高い。
- ・DX人材を育成するプログラム 等。

アウトプット（活動目標）

- ・事業における実施大学・専修学校数
- ・開発したプログラムの社会人受講者数

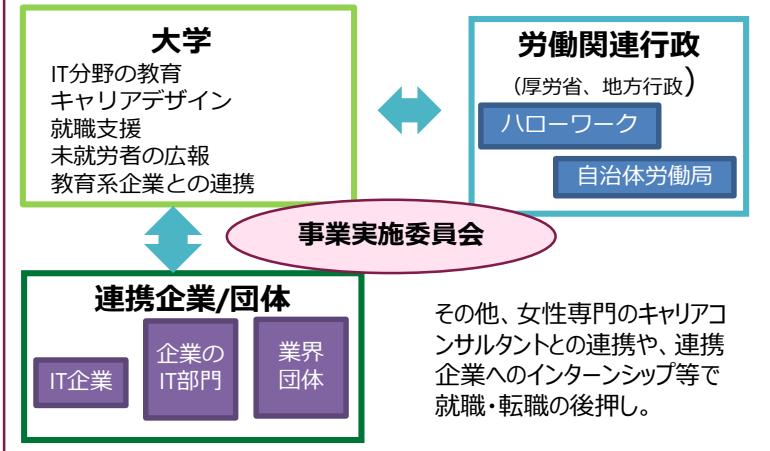
アウトカム（成果目標）

- ・失業者の受講後の就職者数
- ・非正規雇用労働者の正規雇用への転換割合

（令和3年度補正予算額 1,280百万円）

プログラム開発・実施のイメージ例

OA大学「失業者向けITリカレント教育プログラム」



2. 令和3年度に構築したプログラムの改良・展開

件数・単価：大学 10カ所 × 2,000万円

- 令和3年度実施の就職・転職率が高いプログラムに対する改良を支援。また各大学が自走するためのプログラム構築に向け、改良に加え、事業成果を普及する。

*実施対象

令和3年度事業実施大学のうち要件を満たした大学（10大学）

*対象となるプログラム（例）

- ・求職者支援制度を活用し、求職活動しながら学習できる環境。
- ・労働部局と連携し、就職・転職率が80%を超えており。
- ・分野、実績、将来性等を鑑みて、改良する社会的意義が高い 等。

インパクト（国民・社会への影響）

- ・厳しい雇用情勢における、国民のキャリアアップの実現
- ・社会的ニーズのある職種における人材の育成・社会実装

放送大学の充実・整備（放送大学学園補助）

令和4年度要求・要望額
(前年度予算額)

7,739百万円
7,386百万円



【放送大学シンボルマーク】

- 様々な地域に住む、幅広い年代・職業の方が、自分に合ったスタイルで学ぶことができる高等教育機関。BS放送（テレビ・ラジオ）、インターネットで400科目以上の授業科目を開設。
- 遠隔教育の先駆者として、コロナ禍における学びの継続のため、他大学にも学習コンテンツを提供。
- 対面でのより深い学び、学生同士の交流の場として、全ての都道府県（全国57箇所）に学習拠点を設置。各地域で特徴のある面接授業（スクーリング）を開講。
- 社会人を中心に約9万人の学生が在籍し、リカレント教育の推進に寄与。



令和4年度要求・要望額

7,739,352千円

【放送大学学園補助金】

支出	〇〇〇〇〇〇千円 (14,252,461千円)
収入	〇〇〇〇〇〇千円 (6,865,999千円)
自己収入	
国庫補助金	7,530,862千円 (7,386,462千円)

【放送大学学園施設整備費補助金】

208,490千円 (0千円)

◆経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日：閣議決定）【抜粋】

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

2.（3）デジタル人材の育成、デジタルデバイドの解消、サイバーセキュリティ対策

全国の大学・高等専門学校・専門学校等において数理・データサイエンス・AI教育の充実や、デジタル関連学部や修士・博士課程プログラムの拡充・再編を図ることとし、モデルカリキュラムの普及、国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、ダブルメジャー等を推進する。

5.（5）多様な働き方の実現に向けた働き方改革の実践、リカレント教育の充実

年代・目的に応じた効果的な人材育成に向け、財源の在り方も含め検討し、リカレント教育を抜本的に強化する。

◆AI戦略2021（令和3年6月11日決定）【抜粋】

II. 未来への基盤作り：教育改革と研究開発体制の再構築 II-1 教育改革

社会人に対するリテラシー教育については、人々の生活スタイルの変化やDXの推進に伴い、リカレント教育の需要は高まっていると考えられ、こうした取組への強化が必要である。

主な要求事項

1. 数理・データサイエンス・AI人材の育成 [100百万円]

- 企業等で活躍する社会人向けに需要のある「エキスパートレベル」の人材育成のための学修コンテンツを制作
- 世代間の学習状況のギャップに対応した、社会人向けの効果的なりカレント教育プログラム（リテラシーレベル）を制作

3. DX・LAによる教育システム等の高度化推進 [100百万円]

- 蓄積された学習ログ・データについて、他大学やJMOOC等と連携して分析を行い、効果的な補助教材、学習ツール等を開発・提供
- 「メディア教育研究開発センター（仮称）」において、学習ツールや授業配信、IBT等のシステムを搭載したプラットフォームを構築

2. 単位認定試験におけるIBT※の導入 [150百万円]

※IBT(Internet Based Testing)

- 学習センターで実施している単位認定試験についてIBTを導入。
- 学生は自由な時間に自宅のパソコン等からシステムにログインし、AIによる監視の下で受験可能。「いつでもどこでも自由に学べる」環境を整備。

4. 学習センター等の環境改善（老朽化対策等） [208百万円]

多摩SC空調設備更新 (70百万円)



北海道SC空調設備更新 (30百万円)



兵庫SC電話交換設備更新 (10百万円)



「大学教育」「リカレント教育」拠点として、一層高度・効率的な学びの機会を全国へ提供できる環境を構築

Society5.0に対応した高度技術人材育成事業

令和4年度要求・要望額
(前年度予算額)

1億円
3億円



背景・課題

- ◆第4次産業革命の進展による産業構造の変化に伴い、付加価値を生み出す競争力の源泉が、「モノ」や「カネ」から、「ヒト(人材)」・「データ」である経済システムに移行。
- ◆あらゆる産業でITとの組み合わせが進行する中で我が国の国際競争力を強化し、持続的な経済成長を実現させるには、ITを駆使しながら創造性や付加価値を発揮し、日本が持つ強みを更に伸ばす人材の育成が急務。

事業目的

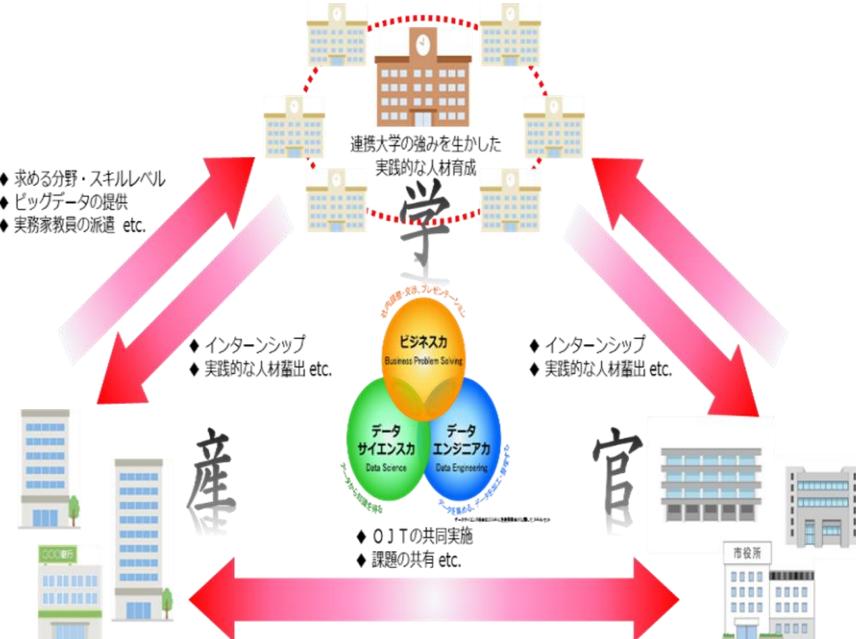
産学連携による実践的な教育ネットワークを形成し、Society 5.0の実現に向けて、大学等における産業界のニーズに応じた人材を育成する取組を支援し、各大学等が自ら事業を取り組んでいくよう促進。

超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業

要求額：88百万円、積算：5拠点×17,528千円

- データサイエンティスト育成のための実践的教育の推進
- 事業期間：5年間 財政支援（平成30年度～令和4年度）
- ・産官学連携により、データサイエンスの応用展開を図り、データから価値を創出し、ビジネス課題や社会課題に答えを出す人材(データサイエンティスト)を育成する
- ・即戦力となるような人材を育成するため、企業・官公庁と連携した研修プログラムなどの教育プログラムを開発する
- ・産業界や地方公共団体と強力な連携体制を構築し、必要となるビッグデータの提供、実課題によるPBL（共同研究）やインターンシップ等からなる教育プログラムを開発・実践を行う
- ・データサイエンスを学ぶ必要に駆られた社会人の学び直しの場を提供し、産官ともに人材不足の中で、Off-JTの産官共同実施の機会やコミュニティ形成を醸成する

取組イメージ図



専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト

令和4年度要求額
(前年度予算額)

78百万円
269百万円)



背景

人生100年時代においては、個々人が人生を再設計し、一人一人のライフスタイルに応じたキャリア選択を行い、新たなステージで求められる能力・スキルを身につける機会が提供されることが重要であり、**リカレント教育・職業教育の抜本的拡充**が求められている。また、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った、**いわゆる就職氷河期世代に対する支援**についても政府を挙げて取り組むほか、新型コロナウィルス感染症の拡大を機に新たな学びが必要となった者等に対しても、受けやすく即効性のあるリカレント教育が確立されることが求められている。

事業概要

教育内容面、教育手法面、学校運営面といった多面的な視点でリカレント教育実践モデルを開発し、総合的に普及を図ることで専修学校における社会人の学びの機会の充実を図る

産学連携によるリスタートプログラムの開発・実証

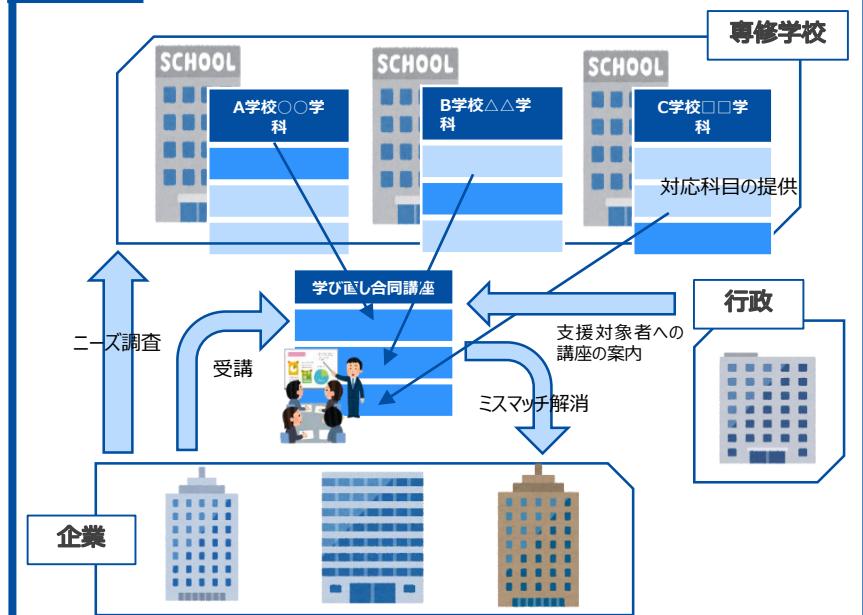
専修学校と行政、企業が連携し、就職氷河期世代の非正規雇用者等のキャリアアップを目的とした学び直し合同講座を開発・実証

- 非正規雇用で働く者を正規雇用につなげるためには、企業のニーズに応じた能力を養成することが必要だが、個人の能力と企業のニーズにミスマッチが生じている状況では、正規雇用化が進まない。
- 専修学校は職業において必要となる能力を養成するノウハウを有しており、ミスマッチを補完することが可能
- ▶ **専修学校の既存の教育課程を企業のニーズを踏まえた、受けやすく即効性のある短期リカレントプログラムにカスタマイズして提供**
- 件数・単価：9箇所×8百万円
- 事業期間：令和2年度～令和4年度

○合同講座の実証方法

- ① 専修学校、行政、企業で連携体制を構築
- ② 企業のニーズを踏まえて養成すべき能力を特定
- ③ 支援する対象科目を選定
- ④ 既存の教育課程から対象科目をカスタマイズ（eラーニングやインターンシップなども積極的に活用）
- ⑤ 行政の協力の下、支援対象者に合同講座を受講させ、求められる能力を短期間で養成
- ⑥ 講座受講者には、受講修了証を付与

イメージ



目指す成果

リカレント教育実践モデルの形成

- ・ 分野横断型リカレント教育プログラム
- ・ eラーニング講座開講ガイドライン
- ・ リカレント教育実施運営モデル
- ・ 出口一体型のリカレント教育プログラム

モデルを活用したリカレント教育の拡充

開発したモデルを全国の専修学校が活用し、各学校においてリカレント教育講座を開講

誰もが一人一人のキャリア選択に応じて必要な学びを受けられる機会の充実を図る。

持続的な产学共同人材育成システム構築事業

～リカレント教育等の実践的教育の推進のための実務家教員育成・活用システムの全国展開～

令和4年度要求額

2億円

(前年度予算額)

3億円)



【背景】

- Society5.0時代を切り拓くためには、経済社会システムの全般的な改革が不可欠。中でも人材育成は何よりも重要な課題であり、次世代にふさわしい教育システムへと改革を加速させることが必要。
- Society5.0の推進に向けて、オープンイノベーションの実現が強く謳われる中、我が国の産学連携は欧米に比べて低調であることが産業界等から強く指摘されている。特に、研究と比較すると教育に対する産学の連携がまだまだ不十分。

【関連する閣議決定文書】

「人づくり革命基本構想」(平成30年6月閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2019」「成長戦略2019」(令和元年6月閣議決定)において、産学連携・接続の強化による社会人の学び直す機会の強化や、実務家教員の育成等が求められている。

目指すべき目標

産学がともに人材育成に主体的に参画し、中長期的かつ持続的に社会の要請に応えられる人材育成システムの構築。

目的

実践的な产学共同教育やプログラムを実施するために不可欠な実務家教員の質・量の充実を図るために、大学等において実務家教員育成プログラムの開発・実施等を行う。

具体的な取組内容

①実務家教員育成プログラムの開発・実施

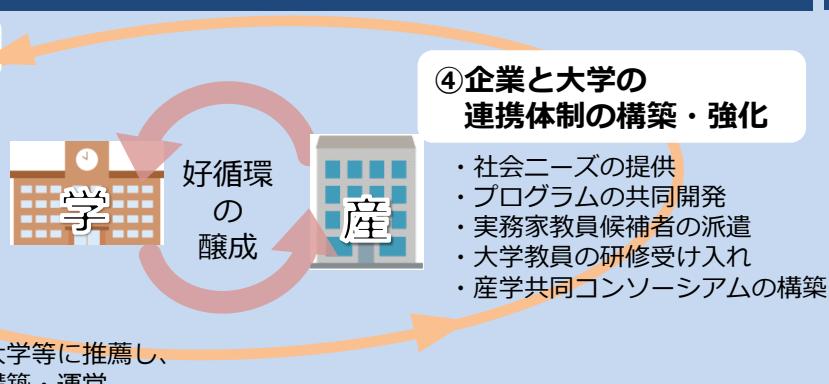
- ・質の高い実務家教員を育成するための研修プログラムの開発・実施

②研修プログラムの標準化・全国展開

- ・開発された研修プログラムを全国展開するためのプログラムの標準化・普及

③人材エージェントの仕組みを構築

- ・研修プログラム修了者を実務家教員の候補者として大学等に推薦し、マッチングを行う「人材エージェント」システムの構築・運営



事業期間・規模

- 最大5年間財政支援
(令和元年度～令和5年度)

- 中核拠点4件×43百万円
①④の取組を担う。
運営拠点1件×41百万円
中核拠点の取りまとめと
②③④の取組を担う。

期待される効果

- 実践的な产学共同教育の場の創出
- アカデミアと社会を自由に行き来できる学びと社会生活の好循環の醸成

女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業

令和4年度要求額

32百万円

(前年度予算額)

24百万円)



【事業開始年度：令和2年度】

女性の就業に係る現状と課題

少子高齢化、Society5.0の実現を見据える中、女性活躍の推進は社会・経済の持続可能な発展のために重要。しかし、女性の就労をめぐり以下の対応が課題。

○女性の管理職割合は14.9%（2018年）、諸外国と比べても低い割合（米国は40.7%）。

- 企業が考える女性管理職が少ない理由「必要な知識、経験等を有する女性がない」（58.3%）（厚労省 2013年）。

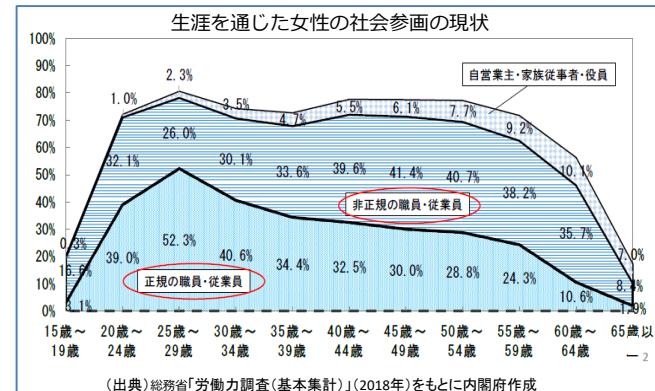
○M字カーブは解消傾向にあるが、女性就業者の56.1%は非正規雇用。（男性は22.2%）（2018年）。

- 女性が非正規を希望する理由「育児や介護等」が約3割（30～44歳）（2018年）。
- 不本意非正規の女性は129万人（2018年）。就職氷河期世代（35～44歳）の非正規（無配偶）女性の貧困率は51.7%（JILPT 2014年）。
- 母子世帯の貧困率は51.4%（JILPT 2018年）。

○第5次男女共同参画計画（2020年12月閣議決定）において、女性の採用・登用に係る成果目標を設定。

- 初等中等教育機関の副校長・教頭に占める女性の割合：20.9%（2019年）→25%（2025年）、校長に占める女性の割合：15.4%→20%

→様々な状況にある女性のキャリア形成を支援し、女性の社会参画を推進することが重要



取組の方向性

◆成長戦略フォローアップ（令和3年6月閣議決定）

4（4）i) 女性活躍のさらなる拡大

- 人生100年時代において、多様な選択ができる社会を構築するため、（略）
大学、男女共同参画センター、企業等の連携による女性のキャリアアップを総合的に支援するモデル構築の推進、（略）を通じ、子育て中や子育てが一段落した世代の女性を含む、多様な女性の労働市場への再参入を推進する。

◆女性活躍・男女共同参画のための重点方針2021

（令和3年6月すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）

- 女性の登用目標達成に向けて～「第5次男女共同参画基本計画」の着実な実行～
(6) 教育分野：校長、教育委員会等

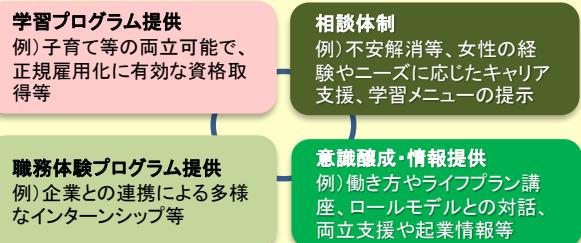
○校長等への女性の登用の加速

教育委員会における校長等の管理職人事担当者（課長クラス）等が参加するフォーラムを開催し、女性管理職の登用を推進するための課題の把握や地域の実情を踏まえた登用方策（メンター制等）について検討を行う。

事業概要

①多様なチャレンジに寄り添う学び・社会参画支援モデルの構築（2箇所：委託） (実証事業の実施)

大学、男女共同参画センター、企業等の連携により、キャリアアップ・キャリアエンジン等に向けた意識醸成・情報提供、相談体制の整備、学習プログラムの設計、フォロー等を総合的に支援するモデルを構築。



②学校教育分野における女性の意思決定過程への参加（1箇所：委託） 【新規】

（普及啓発事業）

I. 地域に根差した女性参画促進への支援

学校教育分野において女性の採用・登用が進まない地域に対し、各地域が抱える課題について地域の教育関係者と共にするとともに、他地域の好事例やロールモデル等の提供を行い、当該地域における女性の採用・登用に向けた取組について支援を行う。

II. 学校教育分野における女性参画を促進するための全国フォーラムの開催

全国フォーラムを開催し社会的機運を高めるとともに、「①地域に根差した女性活躍促進への支援」で明らかとなった地域ごとの課題や収集した好事例等について横展開を図る。

③検討委員会の設置（国に設置）

女性の学びを通じた社会参画支援の在り方や事業の方向性等に関する助言を得るために、学識経験者、男女共同参画センター、関係団体、産業界等の有識者による検討委員会を設置。

大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデル構築

令和4年度要求額
(前年度予算額)

22百万円
24百万円)

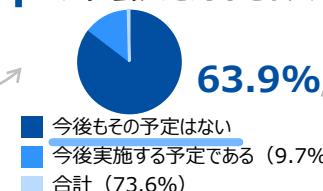
背景・課題

society5.0の到来やコロナ禍における学びの変革が進む中、大学等におけるリカレント講座の開発や維持継続のために、運営面での課題の対応が必要。また、企業における大学等のリカレント講座の活用促進や、学習した社会人の評価の向上等のため、企業側のニーズや人事評価体制等の課題の把握も重要。これらの課題解決に向け、教育機関や企業等から得た調査結果を基に令和3年度に行なった実証研究を基に作成したガイドライン（試行版）を大学等で再実証し、また、分野・地域等で不足していた要素を有する大学を追加実証し、ガイドラインを確定し、全国展開を図る。

大学における主に社会人を対象としたプログラム提供状況

提供している	約26.4%
提供していない	<u>約73.6%</u>

主に社会人を対象としたプログラムに関する今後の予定



理由	割合
社会人の入学があまり見込めないため	46.5%
学内の体制が整わないため	43.9%
教職員の確保が困難であるため	30.2%
社会人のニーズのある分野ではなくなったため	16.1%
必要な財源が確保できないため	15.2%

出典：「令和2年度持続モデル調査」

過去の取組（令和2年～）

令和2年度

- 大学・企業に対する調査・ヒアリング
- 実証研究先の検討

令和3年度

- 大学における実証研究（3大学程度）
- ガイドライン（試行版）の策定

令和4年度

- 試行版の再実証、不足要素の追加実証
- ガイドラインの確定、全国展開

事業終了（～令和4年）

事業概要

- 令和3年度実証研究で不足していた、地域、分野、学校種等を踏まえた上で、大学等における再実証・追加実証を行いガイドラインの改良を図る。（5大学程度）
- 再実証した上でガイドラインを確定し、全国に普及させる。

* 実施主体：民間企業等（1箇所）

* 数・単価：1箇所（民間企業等）×約2,200万円（予定）

資金の流れ



文部科学省
→ 民間企業等
* 文部科学省から民間企業等に委託費を支出し大学等において再実証を実施。（プログラム開発費等を補助するものではない。）

アウトプット（活動目標）

- 令和3年度の実証研究を踏まえた上での再実証先となる学校数。
- ガイドライン確定版を周知した大学・企業数。

アウトカム（成果目標）

- 社会人プログラムを扱う大学等教育機関数が増加。
- 企業側の課題解決、意識向上等により、企業との連携を行っている教育機関数が増加。
- 教育機関で学習する社会人の増加。

「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月閣議決定）

社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充やリカレント教育を支える専門人材の育成、リカレント教育推進のための情報発信等の学習基盤に関する整備に向けた取組を実施（略）。

「骨太の方針」（令和3年6月閣議決定）

・年代・目的に応じた効果的な人材育成に向け、財源の在り方も含め検討し、リカレント教育を抜本的に強化する。

「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）

企業等からの評価を含めた持続可能なリカレント講座の運営モデルの検討やその全国的な周知等に関する調査研究を行うなど、リカレント教育推進のための学習基盤の整備等を図ることにより、関係省庁との連携のもとリカレント教育を総合的に推進するための必要な措置を講ずる。

「Society 5.0に向けた大学教育と採用に関する考え方」

（令和2年3月決定）

大学等におけるリカレント教育を拡充する必要性は産学で共有されたものの、現状では、企業側、大学側、それぞれに多くの課題があり、今後、それらの課題を協力して解決していく必要がある。

〈令和4年度〉大学等における追加実証・再実証

【再実証先】



A大学（再実証）

DX分野プログラムを提供する地方私立大学が社会人の入学が見込めない課題意識。試行版で課題改善を図る。



B大学（追加実証）

例えは、令和3年度実証研究で研究できなかった地方創生プログラムを提供する地方国立大学を実証研究。

インパクト（国民・社会への影響）

- 企業ニーズを反映し、質の高い教育プログラムの拡大により企業が求める人材の輩出。
- 人材育成の場として大学等を活用する企業の増加。

社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究

令和4年度要求額
(前年度予算額)

14百万円
17百万円)

背景・課題

- society5.0の到来やコロナ禍における学びの変革、デジタル社会が進む中、リカレント教育の推進にあたり、学びに関する情報不足が課題であり、社会人が具体的な学習意欲を持ち、大学等においてプログラムを受講するところまで繋がりにくい状況。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の中、働き方・生活様式の変化も相まって、「マナパス」へのアクセス数や教育機関におけるマナパスの認知度もますます高まっている。
- そのような状況下、情報発信を通じ、教育界・産業界、関係省庁とも連携し、社会人の学びを喚起し学習に繋げられる環境を整備する。

*「学び直しに関する情報を得る機会の拡充」と回答した者：22.7% * 平成30年度生涯学習に関する世論調査

過去の取組(平成30年～令和3年)

平成30年・令和元年度

- マナパス開発(平成30年)
- 試行版実施(令和元年)
- イベント開催

令和2年度

- 本格運営開始、コンテンツ充実
(例：マイページ設計・学びのガイド機能等)
- マナパスを活用した広報
- イベント開催

令和3年度

- マイページ等既に作成したコンテンツ整備
- 過去の分析を踏まえた情報発信
- O-NETとの連携、ジョブカードとの連携の検討
- イベント開催

課題

- ユーザー、社会の動きを踏まえた既存コンテンツの整備及びコンテンツの効果分析・改良
- 「日本版O-NET」やジョブカードとの連携等、学習と就職・転職の出口に繋げる仕組みの構築
- 大学等の学習に限らず、企業や自治体等の外部機関を巻き込んだ学習機会の情報発信。

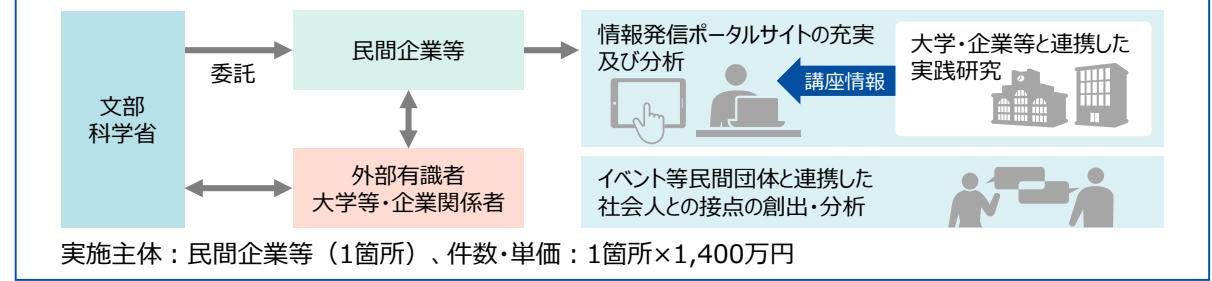
事業概要

- マイページ機能の運用実施・効果検証
(学習情報提供機能、ネットワーク機能)
- 社会人、企業向け掲載情報拡大
(企業の講座、就職支援、DXや介護福祉等関心の高い講座)
- O-NETの職業情報との機能面の完成
(マナパス掲載講座とO-NET掲載職業との関連性の明示)
- イベント出展を通じ、リカレント教育関連施策やマナパスの周知を行うとともに、情報発信が学びに与える効果について分析・検証

アウトプット(活動目標)

- 大学等の講座掲載数
- O-NETの職業情報掲載講座数
- イベント等、対外的な情報発信の機会増加
- アクセス数の増加（適切な分析を行う観点から）

社会人プログラムへの情報アクセス改善のための実践的研究



アウトカム(成果目標)

- 学び直しに際しての課題として「情報不足」を挙げる割合の低下（例：内閣府、厚労省調査）
- 自己啓発を行う者の割合の増加（厚労省調査）
- 社会人受講者数の増加

インパクト(国民・社会への影響)

- 学び直しを通じて、社会の変化に対応できる人材の育成
- コロナ禍における労働移動の円滑化
- 個人の労働生産性、国際競争力の高まり

地域未来DX投資促進事業

令和4年度概算要求額 25.9億円（11.7億円）

- (1)、(2)地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課
地域経済活性化戦略室
- (3)商務情報政策局情報技術利用促進課
中小企業庁経営支援課

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、各国では非接触・リモート社会構築の基礎としてのデジタル投資の動きが加速しています。
- 地域企業が、今後も地域経済を支える主体として事業活動を継続していくためには、こうした動きに取り残されることなく、デジタル投資による業務・ビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション（DX））を実行していくことが必要不可欠です。
- このため、以下の事業により、地域未来牽引企業等のDXを支援します。
 - ①地域企業のDX実現に向けて地域全体で取り組む支援活動の促進
 - ②地域の特性や強みとデジタル技術をかけあわせた新たなビジネスモデルの構築促進
 - ③デジタル人材を育成・確保するためのプラットフォームの構築等

成果目標

- ①事業年度から事業年度の3年後までの間において、地域DX推進コミュニティが支援活動を実施する地域における「地域未来牽引企業と地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者」からなる企業群の労働生産性の伸び率が6%以上増加することとします。
- ②事業終了後3年を経過した日までに売上計上が予定される実証企業群の新製品・サービス、新収益モデル件数割合を50%以上とします。
- ③事業終了年度の令和8年度までに、地域企業のDXを進められる人材を1,000人育成することを目指すこととします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

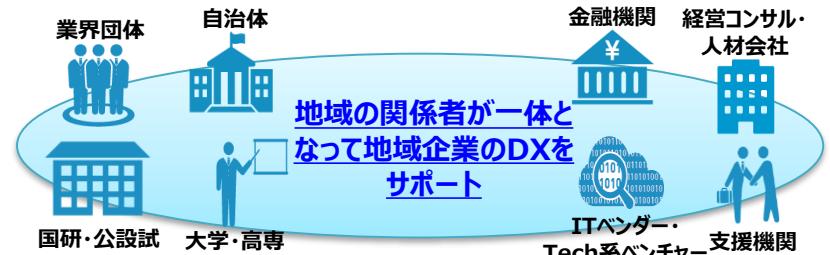
- ① 国 補助（定額）→ 民間団体等 → 民間企業
- ② 国 ②-1 補助（2/3, 1/2）→ 民間企業等
- ②-2 委託
- ③ 国 委託 → 民間企業等

事業イメージ

（1）地域DX促進活動支援事業

- 地域企業の経営・デジタルに関する専門的知見・ノウハウを補完するため、産学官金の関係者が一体となったコミュニティが実施する以下の支援活動に要する費用を補助します。

- i) 地域企業の課題分析・戦略策定の伴走型支援
- ii) 地域企業とITベンダー・Tech系ベンチャー等とのマッチング



（2）地域デジタルイノベーション促進事業

1. 地域の特性や強みとデジタル技術をかけあわせ（X-Tech）、新たなビジネスモデルの構築に向けて企業等が行う実証事業（試作、顧客ヒアリング、事業性評価と改善）に要する経費を補助します。
2. 経産省HPで公開中の公設試験研究機関の保有機器等の検索システムを更新するとともに、地域未来牽引企業の経営状況や、兼業副業人材受入れに関する取組・成果等の調査を実施します。

（3）地域デジタル人材育成・確保推進事業

- 以下の取組により、地域の企業・産業のDXを加速させるために必要なデジタル人材を育成・確保します。
 - ①基礎的なデジタルスキルを学べるオンライン教育ポータルサイトの整備
 - ②企業データに基づく実践的な課題解決型学習プログラムの実施
 - ③デジタル技術を活用した課題解決型OJTプログラムの実施

トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース)

令和4年度要求額 4.0億円（13.1億円）

厚生労働省

■ 概要

職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者について、常用雇用への移行を目的に一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して助成する制度。

■ 助成内容等

対象労働者	支給額
○2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者 ○離職している期間が1年超の者 ○育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の者 ○フリーター・ニート等で55歳未満の者 ○特別の配慮をする者（生活保護受給者等）	月額4万円

※ 対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合は月額5万円となる。

※ ハローワーク、職業紹介事業者等（助成金の取扱いに係る同意書の提出が必要）の紹介が必要。

※ 母子家庭の母等の場合、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の第2期の併用が可能。

特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）

令和4年度要求額 21.2億円（14.3億円）

正社員経験が無い方や、正社員経験が少ない方について、失業しておらず非正規雇用労働者である場合も含めて、正社員就職を支援する。

支給要件等

1. 以下のいずれにも該当する者(対象労働者)を正社員として雇い入れた事業主
 - ①35歳以上55歳未満の者
 - ②「雇入れ日前直近5年間に正社員としての雇用期間が通算1年以下の者」かつ、「雇入れ日前1年間正社員として雇用されていない者」
 - ③職業紹介の時点で「失業状態の者」または「非正規雇用労働者」かつ、「ハローワークや職業紹介事業者等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者」
 - ④安定した雇用を希望している者
2. 支給額：対象労働者1人あたり計60(50)万円

6か月定着後	30(25)万円
1年定着後	30(25)万円
※括弧内は中小企業以外	

※就職氷河期世代の正社員就職を促進するため、助成金の活用と併せて以下の取組みを実施

- ・就職氷河期世代限定求人の開拓・確保
- ・就職氷河期世代限定面接会、人手不足業種との職場見学会付き面接会の開催

キャリアアップ助成金 令和4年度要求額569億円（令和3年度予算額739億円）

- 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といつたいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、待遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

目的	コース名・内容	助成額 ※<>は生産性の向上が認められる場合の額、（ ）は大企業の額
正社員化支援	正社員化コース 有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換又は直接雇用	<p>①有期→正規：1人当たり 57万円<72万円>（42.75万円<54万円>） ②無期→正規：1人当たり 28.5万円<36万円>（21.375万円<27万円>）</p> <p>※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者または多様な正社員として直接雇用した場合 1人当たり28.5万円<36万円>（大企業も同額）加算 ※ 母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合 ①：1人当たり9.5万円<12万円>（大企業も同額）、②：1人当たり4.75万円<6万円>（大企業も同額）加算 ※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し、転換または直接雇用した場合 1事業所当たり9.5万円<12万円>（7.125万円<9万円>）加算</p>
	障害者正社員化コース 障害者を正規雇用労働者等に転換	<p>①有期→正規：1人当たり 90万円（67.5万円） ②有期→無期：1人当たり 45万円（33万円） ③無期→正規：1人当たり 45万円（33万円） ※重度障害者等の場合は1人当たり 120万円（90万円） ※重度障害者等の場合は1人当たり 60万円（45万円） ※重度障害者等の場合は1人当たり 60万円（45万円）</p>
待遇改善支援	賃金規定等改定コース 有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額	<p>①1～5人：1人当たり 3.2万円<4万円>（2.4万円<3万円>） ②6人以上：1人当たり 2.85万円<3.6万円>（1.9万円<2.4万円>）</p> <p>※ 中小企業において3%以上増額した場合、1人当たり1.425万円<1.8万円>加算 ※ 中小企業において5%以上増額した場合、1人当たり0.95万円<1.2万円>さらに加算 ※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり19万円<24万円>（14.25万円<18万円>）加算</p>
	賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	1事業所当たり 57万円<72万円>（42.75万円<54万円>）
	賞与・退職金制度コース 有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施	<p>1事業所当たり 38万円<48万円>（28.5万円<36万円>） ※ 同時に導入した場合に、16万円<19.2万円>（12万円<14.4万円>）加算</p>
	選択的適用拡大導入時待遇改善コース (令和4年9月末まで) 有期雇用労働者等の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組の実施	<p>1事業所当たり 19万円<24万円>（14.25万円<18万円>） ※ 社会保険加入時に賃金増額を行った場合、労働者1人につき増額幅（2～14%以上）に応じ1.4万円～16.6万円加算 ※ 短時間労働者の生産性の向上を図るための取組（研修制度や評価の仕組みの導入）を行った場合に、10万円（7.5万円）加算</p>
	短時間労働者労働時間延長コース 有期雇用労働者等の週所定労働時間を延長し、社会保険を適用	<p>1人当たり 22.5万円<28.4万円>（16.9万円<21.3万円>） ※ 労働者の手取りが減少しない取組をした場合、3時間未満延長でも助成 1時間以上2時間未満： 5.5万円<6.9万円>（4.1万円<5.2万円>） 2時間以上3時間未満： 11万円<13.9万円>（8.3万円<10.4万円>）</p>

人材開発支援助成金

○職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援

令和4年度概算要求額 17,677,961 (30,738,540) 千円

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額		注:()内は中小企業事業主以外 生産性要件を満たす場合
			助成率	助成額	
特定訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練(※1)	OFF-JT 経費助成:45(30)% 【60(45)% (※2)】 賃金助成:760(380)円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成:665(380)円/時・人	OFF-JT 経費助成:60(45)% 【75(60)% (※2)】 賃金助成:960(480)円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成:840(480)円/時・人	
一般訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	・他の訓練コース以外の訓練	OFF-JT 経費助成:30% 賃金助成:380円/時・人	OFF-JT 経費助成:45% 賃金助成:480円/時・人	
特別育成訓練コース (※3)	・事業主	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練	OFF-JT 経費助成:実費(※4) 賃金助成:760(475)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成:760(665)円/時・人	OFF-JT 経費助成:実費 (※4) 賃金助成:960(600)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成:960(840)円/時・人	
教育訓練休暇付与コース	・事業主	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	定額助成:30万円	定額助成:36万円	
		・事業主が長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得実績が生じた場合に助成	経費助成(定額):20万円 賃金助成<有給の場合に限る>:6,000円/日・人	経費助成(定額):24万円 賃金助成<有給の場合に限る>:7,200円/日・人	

※1 特定分野認定実習併用職業訓練(建設業、製造業、情報通信業の分野)、認定実習併用職業訓練

※2 雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合

・セルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※3 非正規雇用労働者が対象

※4 一人当たり、訓練時間数に応じた上限額を設定。(中小企業等担い手育成訓練は対象外)

※5 通信制(e-ラーニングを含む)の場合は、経費助成のみ対象とする

中小企業・小規模事業者人材対策事業（地域中小企業人材確保支援等事業）

（令和4年度概算要求額 11.1億円の内数）

- 全国各地で、中小・小規模事業者を対象に、地域内外の多様な人材（女性・シニア・外国人等）を確保するためのセミナー・マッチングを実施。
- その中で、多様な人材確保のためのセミナー・マッチングについて、氷河期世代を含めて実施する。

【取組例（例）】

1.講演・セミナー

- 経営者等向けに、業務の細分化や人材像の明確化、採用手法に関するセミナー等を実施。



2.魅力発信

- WEBや交流会、インター等において、企業の強みや経営者の思い、職場環境等の魅力を発信

3.マッチング

- 参加人数の多い大規模開催に加えて、人材タイプに応じた小規模開催も実施。
- 面談型だけでなく、企業側人材側の双方のコミュニケーションが図れる対話型も実施。



4.定着

- 職場環境の見直し等による離職防止の重要性やノウハウ獲得の研修等を実施。

地域活性化対策

【令和4年度予算概算要求額 10,215（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていく環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知ってもらうことを目的として、農山漁村の活性化を推進します。

<事業目標>

地域課題の抽出や、課題解決のための活動計画の策定・実証を行う地域の創出（100地域〔令和6年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 活動計画策定事業

- 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による**地域活性化のための活動計画策定をアドバイザーを活用したワークショップの開催等**により支援します。
- **活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等**を支援します。
【事業期間：3年間、交付率：定額（上限：1年目500万円、2年目250万円等）※】
※条件不利地においては、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。また、専門的スキルを活用する場合には、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。



地域の活動計画の策定
(ワークショップの開催)

体制構築及び実証活動
(高齢者の移動確保)

2. 農山漁村関わり創出事業

- 農繁期の手伝いや地域資源の保全等の農山漁村での様々な活動について、**農山漁村に興味がある多様な人材が関わることができる仕組みを構築する取組等**を支援します。
- 農山漁村の**地域づくりを担う人材の育成等**を支援します。
【事業期間：2年間等、交付率：定額】



農作業体験

農山漁村の多様な活動への参加

3. 農山漁村情報発信事業

- 農山漁村のポテンシャルを引き出して**地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例の横展開や、多様な価値を有する農業遺産・世界かんがい施設遺産等の理解醸成及び保全・活用に向けた基盤・体制づくり**を目的とした、**情報発信の取組**に対して支援します。
【事業期間：1年間、交付率：定額】

※下線部は拡充内容



WebサイトやSNSによる
優良事例の情報発信



多様な地域資源の理解醸成や
保全・活用に向けた基盤・体制づくり

<事業の流れ>



[お問い合わせ先]

- (1の事業、2の事業)
- (2の事業のうち地域づくり人材の育成)
- (3の事業のうち優良事例の横展開)
- (3の事業のうち理解醸成及び基盤・体制づくり)

農村振興局都市農村交流課

(03-3502-5946)

農村計画課

(03-6744-2203)

都市農村交流課

(03-3502-5946)

鳥獣対策・農村環境課

(03-6744-0250)

農福連携対策

【令和4年度予算概算要求額 10,215（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

農福・林福・水福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等の雇用・就労に配慮した生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、現場の課題に即した都道府県の取組、多世代・多属性の交流・参加の場となるユニバーサル農園の開設等を支援します。

<事業目標>

農福連携に取り組む主体を新たに創出（3,000件 [令和6年度まで]）

<事業の内容>

1. 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術習得や作業工程のマニュアル化等を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：定額（上限150万円等）】

2. 農福連携整備事業

障害者等の作業に配慮した生産施設や安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備を支援します。

【事業期間：最大2年間、交付率：1/2（上限1,000万円、2,500万円等）】

3. 普及啓発等推進対策事業

農福・林福・水福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福・林福・水福連携の定着に向けた専門人材の育成、農林漁業者や福祉事業者等からなる現場レベルの推進体制の強化等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額（上限500万円等）】

4. ユニバーサル農園導入事業

多世代・多属性の人々が農業を通じた交流・参加の場として利用し、生きがいづくりや癒しの提供等の効果もたらすユニバーサル農園の試行運用及び開設に必要な施設等の整備を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：定額（上限150万円）、1/2（上限1,000万円）】

<事業イメージ>



農産加工の実践研修



養殖籠補修・木工技術習得



作業マニュアル作成



農業生産施設
(水耕栽培ハウス)



苗木生産施設



養殖施設

農林漁業者、関係団体



処理加工施設

有識者

福祉事業者、
福祉関係団体

都道府県

市町村

推進体制の強化



優良事例の表彰



人材育成研修



園地、園路整備

休憩所

体験農園の管理

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



農業法人、社会福祉法人、民間企業等（1、2の事業）

民間企業、都道府県等（3の事業）

都道府県、市町村、民間企業等（4の事業）

（関連事業） 優先採択等の優遇措置を実施

- ・強い農業づくり総合支援交付金
- ・林業・木材産業成長産業化促進対策
- ・水産多面的機能発揮対策事業

等

民間事業者のノウハウを活かした不安定就労者の就職支援

令和4年度概算要求額 1,910百万円 (2,891百万円)

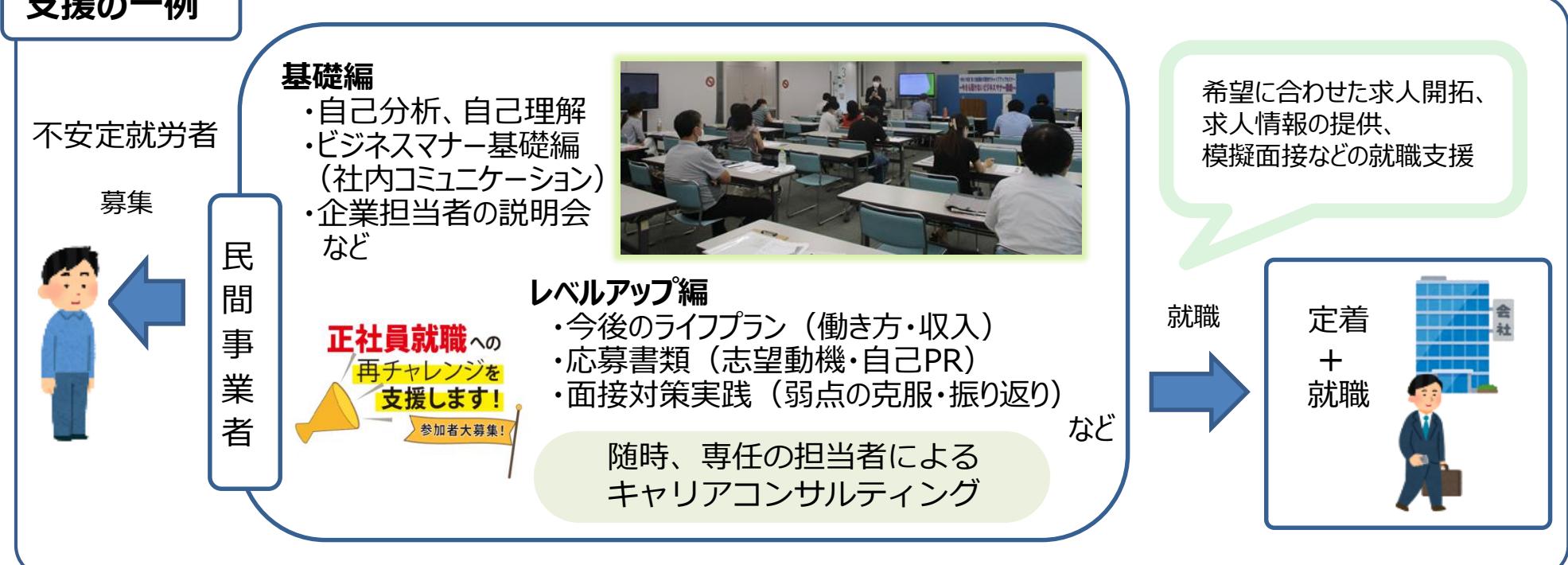
- 就職氷河期世代の多種多様な課題に対応とともに、安定就職の流れを加速化させるためには、国だけではなく、民間事業者による創意工夫を活かした支援も併せて活用することが重要である。
- このため、特に不安定就労者の多い地域において、成果連動型の民間委託により不安定就労者の教育訓練、職場実習等を行い、安定就職につなげる事業を実施する。

実施形式：就職氷河期世代の不安定就労者の多い東京、愛知、大阪の都道府県労働局において、成果連動型の委託事業に実施。

委託費：対象者に教育訓練等（1ヶ月程度）を実施する場合の費用（10万円）を支給

対象者が安定就職し、6ヶ月以上定着した場合に、成果に連動した委託費（50万円）を支給

支援の一例



※ 同事業で実施される教育訓練、職場実習等については、職業訓練受講給付金の給付対象とする。

2 個々人の状況に合わせた、 より丁寧な寄り添い支援

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・ 【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）
 - ・ 【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等

実施主体: 市等
補助率: 10／10

自立相談支援の機能強化の概要

- ◆ 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の集中的な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。
- ◆ このため、自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援の仕組みを新たに創設する。

事業内容

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。

ア) アウトリーチの充実

- 自立相談支援機関において、アウトリーチ支援員を配置。
- アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間がかかる方に対して、より丁寧な支援を実施する。
- 具体的には、アウトリーチの充実として、
 - ① 家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保
 - ② つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援を実施等

イ) 相談へのアクセスの向上

- アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談の実施等、相談へのアクセスを向上する。

- ◇ 就職氷河期世代支援プログラムでは、当該プログラムに基づく取組については、様々なルートを通じて、一人一人につながる戦略的な広報を展開することとされている中で、令和2年度においては、ひきこもり当事者やその家族が支援施策につながるように、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復できた事例について、事例集を作成して周知を行った。
- ◇ 令和3年度においては、広く国民のひきこもりへの理解促進を図るとともに、ひきこもり当事者や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進するため、国から地域社会に対して、ひきこもり支援に関する普及啓発や情報発信を行う。
- ◇ 令和4年度においても、地域社会への普及啓発や情報発信を継続して実施していくことで、国民のひきこもりへの更なる理解の促進と、より相談しやすい環境づくりを加速化し、ひきこもり当事者や家族が孤独・孤立状態に陥らずに、安心して生活できる社会を構築していく。

実施主体:国

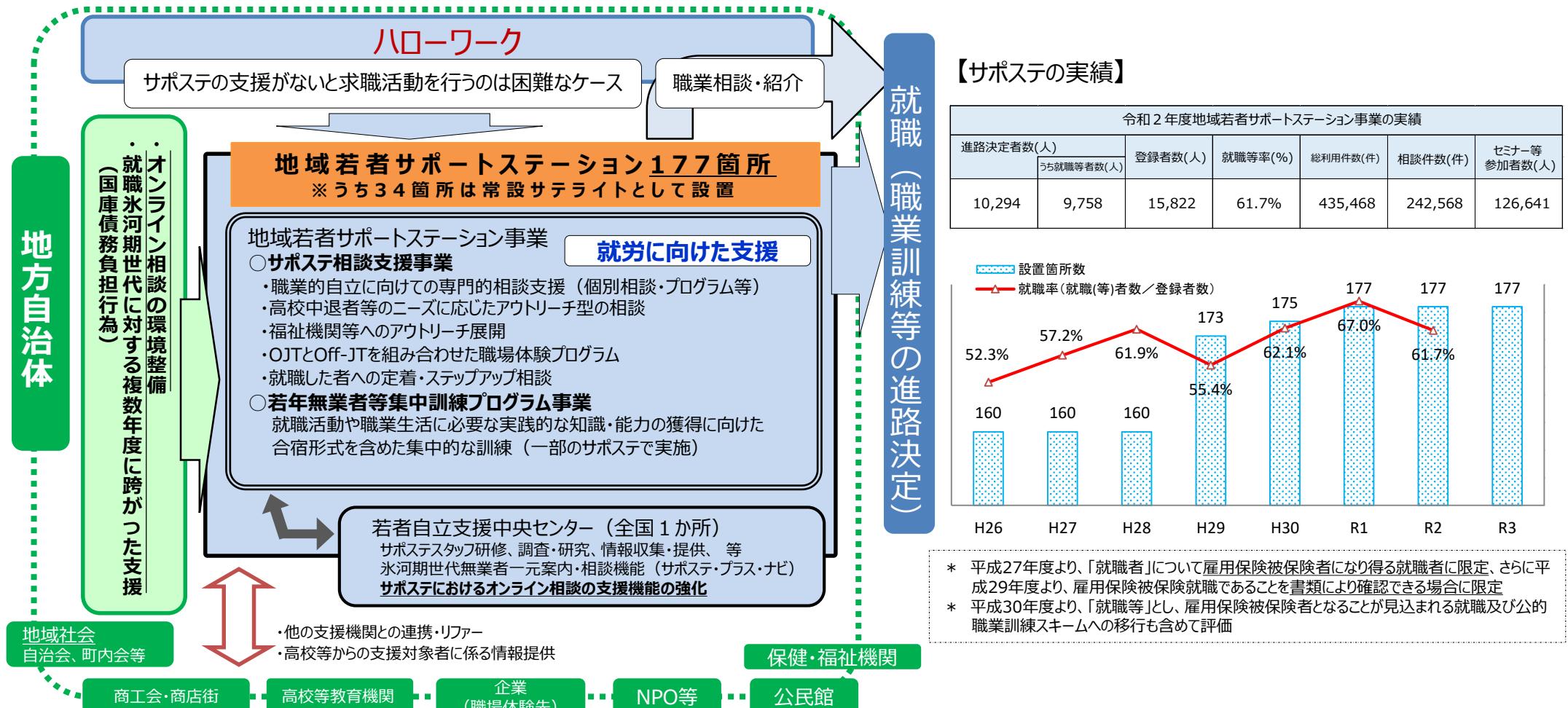
ひきこもり支援に携わる人材の養成研修等

- ◇ 令和3年度は、自立相談支援機関の職員等を対象とした研修において、ひきこもり当事者やその家族への支援手法に係るテーマ別研修を実施することで専門性を深めるとともに、自立相談支援機関の初任者職員を対象とした研修においても、ひきこもり支援に関する項目を設定することで基礎的な知識や支援手法の習得を図る。
- ◇ 令和4年度は、新たに、ひきこもり地域支援センターの職員等に対して、国が主体となって知識や支援手法等を習得するための研修を実施し、ひきこもり当事者や家族の心情を理解した上で寄り添う支援ができる良質な支援者を育成する。また、自立相談支援機関の初任者職員を対象とした研修においても、引き続き、ひきこもり支援に関する項目を設定して、ひきこもり支援に携わる様々な機関の職員の支援の質を担保する。

実施主体:国

- 若年無業者（ニート※1）にいわゆる就職氷河期世代を加えた無業者は増加傾向にあり、令和2年においては134万人に達している。
- これらの者の就労を支援することは、若者等の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域社会の支え手とともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要である。
- そのため、若年無業者等が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」（※2）において、地方自治体と協働し（※3）、職業的自立に向けた専門的相談支援、高等学校・福祉機関等へのアウトリーチ相談、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラム等を実施する。

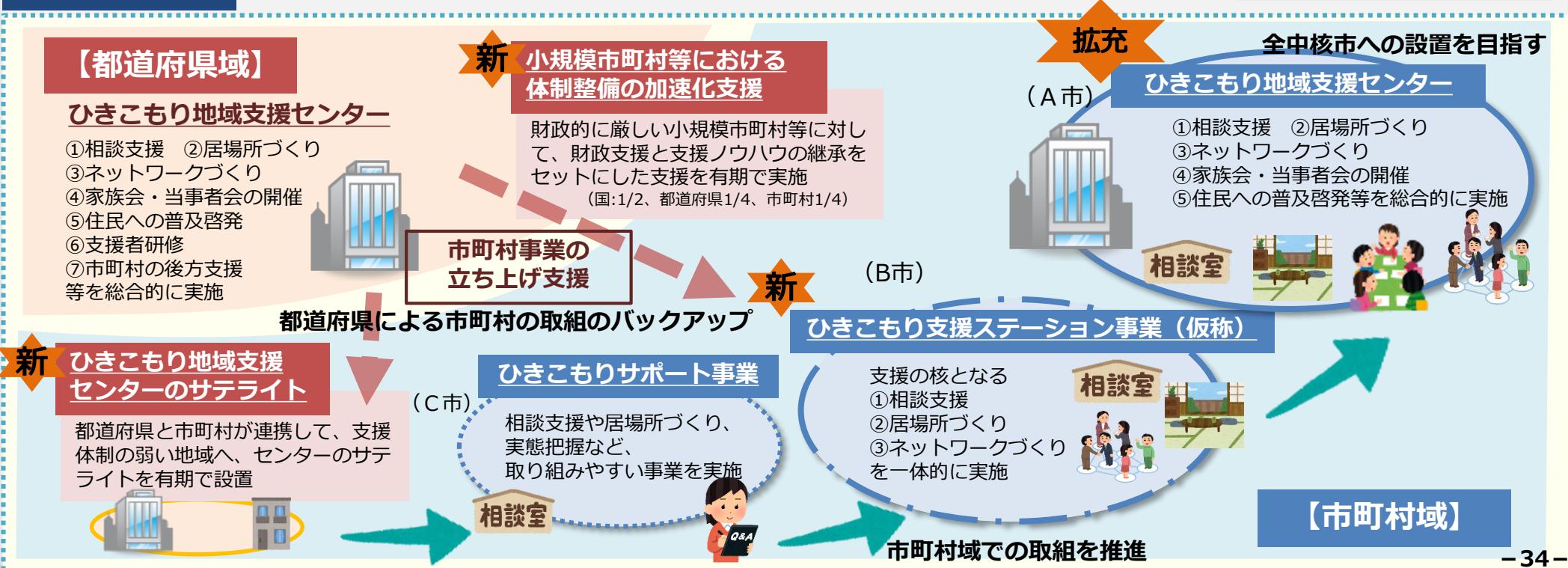
※1 15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者 ※2 H18年度～。若者支援の実績・ノウハウのあるNPO法人等 実施。15～49歳対象 ※3 地方自治体から予算措置等



- ◇ひきこもり支援の体制整備は、これまで、都道府県域に「ひきこもり地域支援センター」の設置を進めてきた。（平成30年度に全ての都道府県・指定都市への設置が完了）
- ◇今後は、より身近な場所でも相談できる体制を構築するため、市町村域での取組の推進に注力し、あわせて支援内容の充実を図る。
- ◇具体的には、市町村域でのメニューについて、これまでの「ひきこもりサポート事業」に加え、
 - ①「ひきこもり地域支援センター」を、相談支援、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発等を総合的に実施する機関と整理した上で、中核市や一般市町村にも設置可能とする。
 - ②新たに、支援の核となる相談支援、居場所づくり、ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業（仮称）」を創設し、ひきこもりサポート事業よりも手厚く補助する仕組みを導入する。
- ◇あわせて、都道府県による市町村の取組のバックアップ機能として、新たに、①市町村と連携した「ひきこもり地域支援センター」のサテライトの設置と、②小規模市町村等における体制整備の加速化支援を創設し、都道府県域内の支援の平準化と市町村の体制整備を図る。

事業イメージ

実施主体：都道府県・市町村
補助率：1／2



重層的支援体制整備事業の実施

令和4年度概算要求額：726億円の内数（609億円の内数）

- ◇ 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

（重層的支援体制整備事業の事業内容）

1. 包括的相談支援事業

市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の各法に基づく相談支援事業（※）を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。相談受付・アセスメントの結果、複雑・複合的な課題を抱えていることから各関係機関において連携して対応する必要がある場合は、多機関協働事業につなぐ等の必要な支援を行う。

（※）各法に基づく相談支援事業

- ・介護分野（地域包括支援センターの運営）、障害分野（障害者相談支援事業）、子ども・子育て分野（利用者支援事業）、
- ・生活困窮分野（自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

2. 地域づくり支援事業

市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の各法等に基づく地域づくり支援事業（※）を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点の開設等を行う。

（※）各法等に基づく地域づくり支援事業

- ・介護分野（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）、障害分野（地域活動支援センター事業）、子ども・子育て分野（地域子育て支援拠点事業）
- ・生活困窮分野（地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業）

3. 多機関協働事業等実施事業

相談支援機関等の役割分担等を図る多機関協働、支援が届いていない人に支援を届ける等の取組を行うアウトリーチ等による継続的支援、社会とのつながりをつくるための支援等を行う参加支援に取り組む。

重層的支援体制の整備に向けた支援等

- ◇ 市町村の重層的支援体制の整備を促進するため、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」、「都道府県による市町村への後方支援」の支援を行う。

地域における子供・若者支援体制の整備推進（内閣府政策統括官（政策調整担当））

令和4年度概算要求額 0.5億円（令和3年度予算額 0.1億円）

事業概要・目的

○目的

子ども・若者育成支援推進法では、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者への支援を重層的に行う「子ども・若者支援地域協議会」（以下「協議会」という）及びワンストップで子供・若者に対する相談に応じる「子ども・若者総合相談センター」（以下「センター」という）について規定されています。

子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月）を踏まえ、協議会及びセンターの地方公共団体における設置の加速、機能の向上を図ります。

○事業概要

協議会及びセンターの設置促進及び機能向上に向け、会合、研修を開催するとともに、都道府県・市区町村の求めに応じ、アドバイザーによる助言、講師派遣等を実施します。

事業イメージ・具体例

○協議会及びセンター整備・機能向上事業

支援を希望する地方公共団体を公募・選定し、アドバイザーによる助言、講習会の開催、専門職員の講師派遣等を実施。

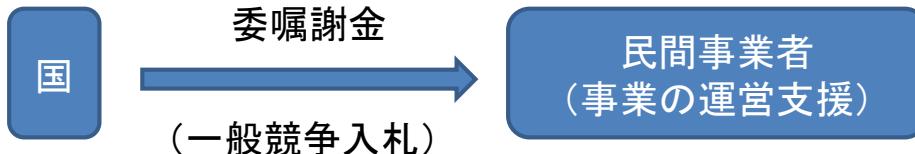
○協議会・センター設置に向けた地方キャラバンの実施

協議会・センターがともに設置されていない地方公共団体において、内閣府主催で会議を開催し、関係者に対して支援施策の説明、先進事例の紹介、協議会・センターの設置に向けた相談・助言等を実施。

○協議会・センター全国サミットの開催

各地において協議会、センターの運営の中心となるいる者が一堂に会し、関係府省による施策説明、各地の協議会・センターが抱える課題の共有及び解決に向けた意見交換等を実施。

資金の流れ



期待される効果

○各地方公共団体において総合的な支援体制が整備されるとともに、協議会、センター間の全国レベルでの共助が促進され、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者への支援の充実が図られます。

令和4年度概算要求額：1.0億円（3.3億円）

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・ 【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）
 - ・ 【就労支援メニューの強化】都道府県、指定都市、中核市等による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等

実施主体：都道府県、指定都市、中核市等
補助率：定額

※新型コロナウイルス感染症の影響により自立相談支援機関や福祉事務所への相談増加が著しい状況を踏まえ、指定都市、中核市等においても就労体験・就労訓練先など積極的に開拓していく。

事業の概要等

- ◆ 就労支援の充実のためには、就労体験や訓練を受け入れる企業の協力が不可欠であるが、自治体によっては支援員の余力がなく企業開拓まで積極的に取り組めていない実態がある。また、個人事業主や自営業者など新たに見えてきた課題への対応も必要となっている。
- ◆ また、生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業については、市町村の枠を超えて情報共有を図り、より多くの利用者受入につなげることが支援の質の向上に資することから、広域での情報共有やマッチングを行うことに加え、指定都市・中核市等でも地域に根差した企業等の開拓を積極的に実施することで運用の幅を広げることができる。

事業内容

- 地域の社会福祉法人や社会貢献に尽力している企業等を中心に企業を訪問。特に就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者（ひきこもりなど）や不安定就労を繰り返している者が利用可能な就労体験・就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に合わせて丁寧な業務の切り出しを提案。また、個人事業主や自営業者などの新たなニーズに合わせた支援を実施する。
- 開拓した就労体験・就労訓練先の情報を県内自立相談支援窓口へ共有。窓口担当者向けに見学会を実施するとともに、利用を提案。併せて新たな就労体験等のニーズを把握。また、個人事業主等は実際にアウトリーチなどを行い事業状況を把握。
- 円滑な利用が図られるよう就労体験先等の初回利用の際に同行。企業側や支援先との調整を実施。

※本事業の実施期間は令和2～4年度とする。

就労支援の機能強化②（農業分野等との連携強化モデル事業の実施）

令和4年度概算要求額：1.0億円（1.0億円）

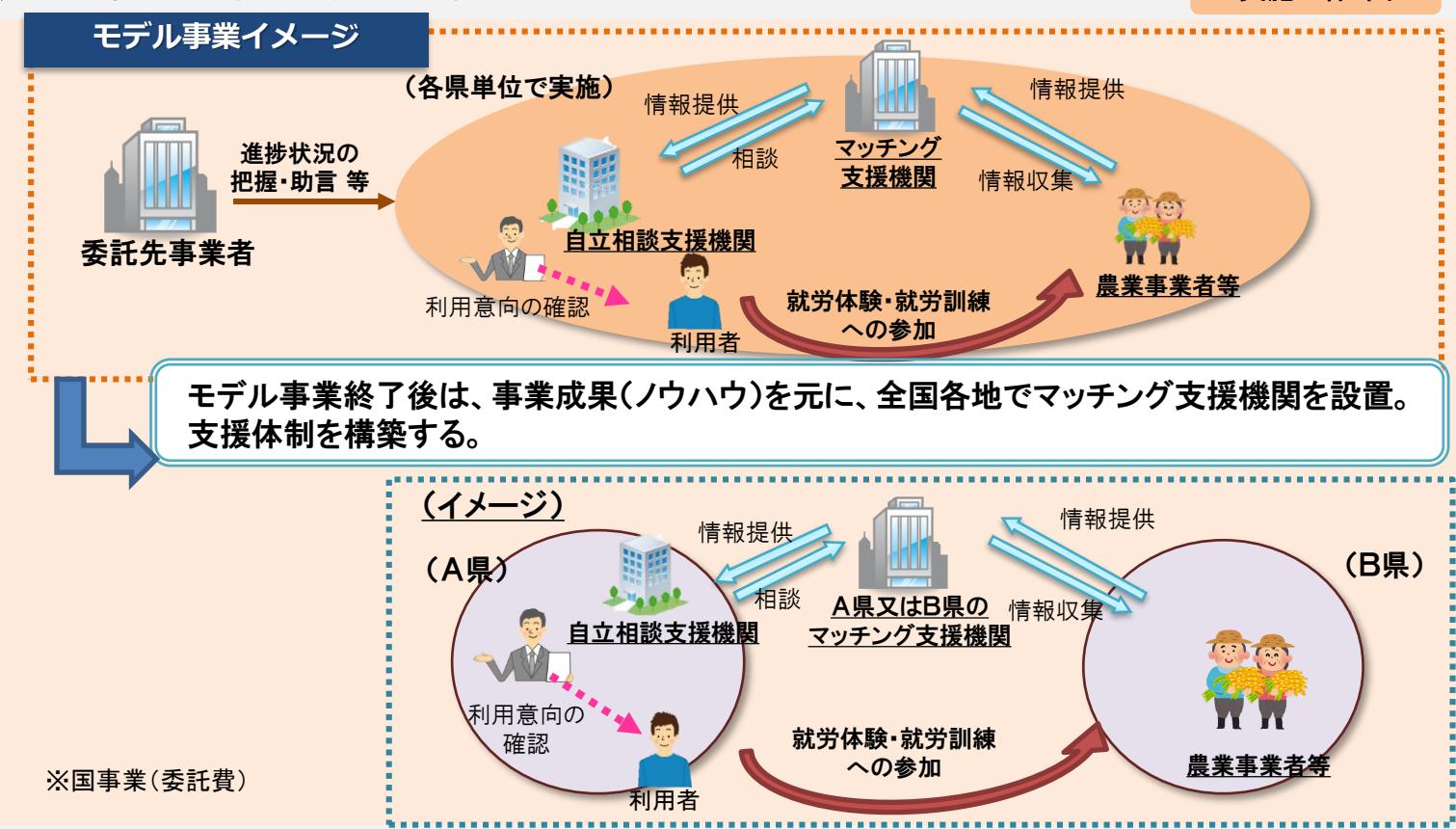
- 新型コロナウィルス感染症の影響で、個人事業主や外国人といった、従来の支援対象層とは異なる層への支援の需要が高まっている。一般就労に向けた支援については、ハローワークや自治体の「緊急対応型雇用創出事業」等との連携はもとより、短期の一時的な就労や、将来的に農業従事者を目指すことが可能な当事業を活用することが効果的と考えられることから、今年度の実施状況も踏まえ、農業以外の水産、林業、畜産業等への拡大も予定するが、モデル事業のとりまとめに力を入れ、実施箇所数は5箇所程度とする。
- 同事業の実施により得られた成果を各自治体で広く活用できるようマニュアル、ツール等にまとめ、併せてシンポジウムの開催、HP掲載等により広く周知広報を行い生活困窮者と農業分野等の一層の連携を図る。

実施主体:国

事業内容

- ・委託事業者の調整のもとに、全国複数箇所（5ヶ所程度）に、県内の農業事業者等の求人・訓練受入希望の情報を把握し、自立相談支援機関へ情報提供するためのマッチング支援機関を設置。
- ・委託事業者は、各地のマッチング支援機関の取組の進捗を把握し、円滑な事業実施のための助言、報告書作成、シンポジウムの開催等を行う。

※事業実施に最適な団体等への委託を想定。



技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進

令和4年度概算要求額：2.2億円（2.2億円）

- ◆ 就職氷河期世代支援として、技能修得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費の貸付を行う。

- ◇ 生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより庁内体制が脆弱であり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。
- ◇ 一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増している。
- ◇ こうした中、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組をモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進する。

実施主体：市等
補助率：定額

事業の概要等

実施形態

- 市同士の連携による広域実施（取組例：加西市等）
- 都道府県が関与した広域実施（取組例：熊本県、大阪府等）

モデル箇所数

- 30箇所程度

事業内容

- ア 自治体を超えた連携自治体内における広域支援の実施（広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等）
 イ 委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓
 ウ 広域実施の主体自治体における、広域参加自治体の住民を対象とした支援

等

[参考] 任意事業を実施しない理由（令和元年度事業実績調査）

事業名	利用ニーズが不明	利用ニーズはあるものの少ないため事業化しにくい	利用ニーズはあるものの自立相談支援事業で対応可能	ニーズがあり事業化したいが予算面で困難	その他
就労準備支援事業 (n=409)	28.1%	24.7%	21.3%	12.2%	13.7%
一時生活支援事業 (n=618)	51.0%	27.3%	7.3%	3.9%	10.5%
家計改善支援事業 (n=411)	18.2%	18.0%	31.6%	18.0%	14.1%
子どもの学習・生活支援事業 (n=323)	52.6%	16.7%	1.5%	6.8%	22.3%

[備考]

本事業は、単に事業の実施率を高めるだけではなく、就労準備におけるメニューの充実や、自治体間での情報共有等の相乗効果といった、支援内容の充実も効果として見込まれる。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。

地域女性活躍推進交付金

(令和2年度予算1.5億円、2年度第3次補正予算1.5億円+追加措置13.5億円、3年度予算1.5億円 4年度概算要求11.6億円)

<地域における女性活躍の推進・課題解決>

- 「地域性」を踏まえた・定量的成果目標設定・「見える化」
(新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対する支援、ポストコロナを見据えた女性デジタル人材の育成、女性の登用拡大等)

【交付対象】

地方公共団体

【補助率】

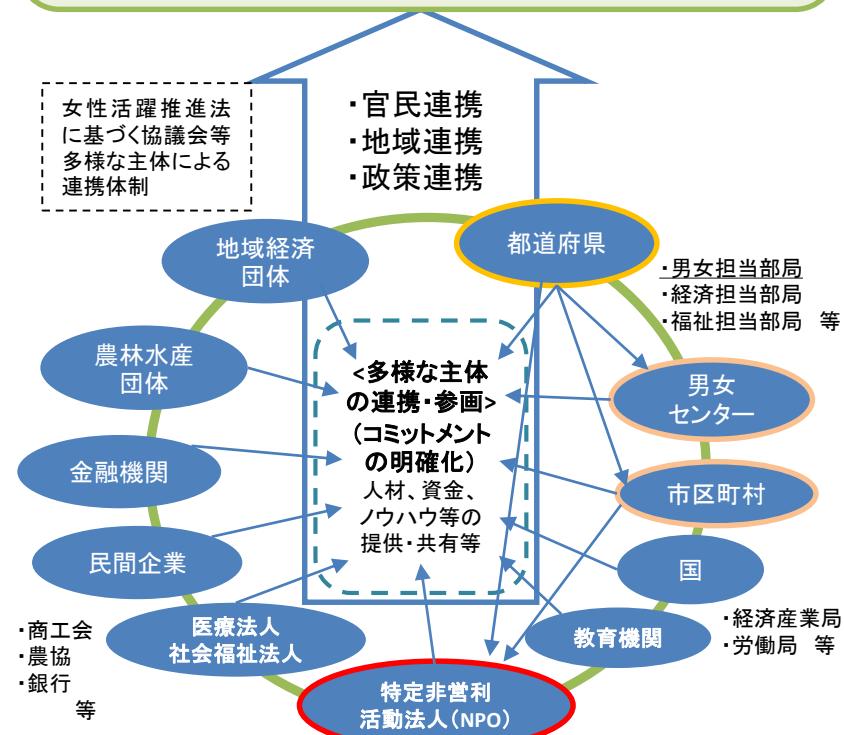
- ①活躍推進型、②寄り添い支援型: 1/2
③つながりサポート型 : 3/4

【交付上限】

都道府県	800万円(注)
政令指定都市	500万円
市区町村	250万円

ただし、③は一律1125万円

注)推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。



① 活躍推進型

女性デジタル人材や管理職・役員の育成など女性の参画拡大を推進
デジタル分野のスキル向上、女性管理職・役員育成セミナー、起業支援、就労や正規雇用化に向けたセミナー・研修、トップの意識改革、一般事業主行動計画策定の後押し等

② 寄り添い支援型

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて、就労までつなげていく支援

多様な課題・困難に対する寄り添った相談支援、自立支援や就業支援への連携
女性に特化した自立支援・意識向上プログラム等

③ つながりサポート型 ※追加措置部分

孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の知見を活用(総事業に占める委託の割合が3/4以上)した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等のきめ細かい支援

NPOによるアウトリーチ型の相談、居場所の提供、生理用品の提供
NPOスタッフ、男女共同参画推進員、民生委員等、相談や支援を行う人材の養成等

地方公共団体
(関係団体と連携)



内閣府

他の地域の
・ 地方公共団体
・ 地域経済団体
等

3 プラットフォームを核とした 新たな連携の推進

就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム等に必要な経費

(内閣官房就職氷河期世代支援推進室)

4年度概算要求額 〇.〇3億円 (3年度予算額 〇.〇3億円)

事業概要・目的・必要性

- 「就職氷河期世代支援プログラム」（「骨太方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）において取りまとめ）、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2020」（令和2年12月25日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）等に基づき、関係省庁と連携して、就職氷河期世代の支援に向けた施策を推進します。

就職氷河期世代支援に関する行動計画2020について（令和2年12月25日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）

基本的考え方

- 就職氷河期世代の中には、就労や社会参加に向けた支援を行う上で、配慮すべき様々な事情を抱える方がおられ、生涯の基盤を置く地域の実情もまた多様である。
- このため、地域の創意工夫を活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、一人でも多くの方に積極的に届けていかなければならぬ。
- 「就職氷河期世代支援プログラム」（「骨太方針2019」）（令和元年6月21日閣議決定）において取りまとめでは、現状より良い支援、そもそも働くことや社会参加を促す中で、就職氷河期世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指し、今後3年間を集中的に取り組むべき期間と定めている。他方、就職氷河期世代の方々はそれぞれに事情が多様であり、恩よく支援していく必要がある場面も十分に想定される。
- 本行動計画における必要な予算においては、集中的な取組期間である3年間、安定的に確保する。特に、相談・支援機関の強化・連携や本人に対する支援策については、大規模に新設・拡充するとともに、地域における先進的・積極的な取組への支援を含め、関係者が安心して取り組めるよう、「令和元年度補正予算から、令和4年度予算までの3年間で650億円を上回る財源を確保」。
- 本行動計画においては、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、オンラインでの相談業務やテレワークの環境整備などに取り組む。あわせて、就職氷河期世代をめぐる雇用情勢が厳しいことを踏まえ、就職氷河期世代の専門窓口の拡充など、個別の支援策の充実を図る。

相談・教育訓練から就職・定着まで切れ目のない支援

- きめ細やかな伴走支援型の就職相談・定着支援体制の確立
 - ハローワークによる専門窓口を設置、担当者による一チーム支援の実施
 - 受けやすく、即効性のあるカリケント教育の確立（出口一体型）
 - 企業団体等と連携した即効性のある就職支援等）
 - 事業団体等による短期間での資格取得・正社員就職の支援
 - 観光業、自動車整備業、建設業、造船・船用工業、船員等への新規就業者の確保・育成
 - 面接、林業、漁業への新規就業者の確保・育成
 - 求職若者支援部の新規就業者の確保・育成
 - キャリアアップ（就職に向けたカリケント教育等）
 - カリケント教育に関する大学・専修学校等の取組の支援

- 採用企業側の受入機会の増加につながる環境整備
 - 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代実現コース）
 - トラフィック雇用助成金（一般トラフィックコース）
 - キャリアアップ助成金（正社員化コース）
 - 人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）
 - 就職氷河期世代の不安定就労者・無業者を対象とした募集機会の拡大
 - 採用選考を兼ねた社員人材インターネットの実施の推進
 - セキュリティ人材のキャリアアップ等の促進
 - 中小企業による多様な人材の確保・活用に向けた支援
 - 障害者や生活困窮者向けの農林水産業に関する技能習得研修等の支援
 - 民間ノウハウの活用
 - 勤務者のノウハウを生かした不安定就労者の就職・定着支援

個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

- アウトドアの展開
 - アウトドア等の充実による自立相談支援機関の機能強化
 - 本人や家族への情報のアウトドアの更なる強化
 - 地域若者サポートステーションの支援の充実
- 支援の幅の拡大
 - ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化
 - ひきこもり当事者等によるSNS・電話等による支援の充実
 - 本人の生きる力の回復や自己肯定感を育むための伴走型支援・家族支援及び居場所の充実等
 - ひきこもり支援に携わる人材の養成・修習
 - 8000等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の促進
 - ホスト青年期を過ぎようとしている者への対応に関する講習開催への支援等
 - 地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング
 - 就労準備支援事業等の広域的実施による実施体制の整備促進
 - 女性分野等との連携強化モデル事業の実施
 - 技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進
 - 性別向就労支援等を行った地方自治体の取組への支援等
- その他の取組
 - 一人一人につながる戦略的な広報の展開
 - 就職氷河期世代等に関する積極的な広報の実施
 - 地方への人の流れづくり、地方における雇用機会の創出を促す施策
 - ふるさとワーキングホリデーの推進等
 - 柔軟な働き方方が可能なテレワークの全国への普及促進
 - 地方への人の流れづくりにかかるテレワーク
 - 適正な労務管理体制下における良質なテレワークの普及促進
 - テレワークの推進
 - 柔軟な働き方方が可能なテレワークの全国への普及促進
 - 地方への人の流れづくりにかかるテレワーク
 - 適正な労務管理体制下における良質なテレワークの普及促進
 - 公務員の中途採用の促進
 - 国家公務員の中途採用の促進
 - 地方公務員の中途採用の促進
 - 労使の取組
 - 積極的な採用促進、人材育成の充実、就労や社会参加に向けた取組を一層推進。

プラットフォームを核とした新たな連携の推進

- 関係者で構成する全国プラットフォーム、都道府県・市町村プラットフォームの開催
- 地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用した先進的・積極的な取組への支援
 - ※ 毎年、全国プラットフォームにおいて、取組状況のフォローアップを実施し、施策の改善・見直しにつなげる。
 - ・ 個別施策の見直しに向けた、施策の効果・確実性に評価できることが可能となるよう、個別施策の支援先のデータの収集・整理に取り組むことにより、原則として、就職氷河期世代への支援と他の世界を支援した実績で明らかにする。
 - ・ 各事業の実施に当たっては、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューとしていく必要があることに鑑み、当事者をはじめとする関係者の声に耳を傾け、地域における施策の運用実態を把握しながら、不断の見直しを行いつつ、取組を進めていく。

事業イメージ・具体例

- 就職氷河期世代等への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換することを通じ、官民が協働して就職氷河期世代等の支援に関する社会の関心を高め、社会全体で取り組む気運を醸成し、支援の実効性を高めるため、「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」（当事者・支援団体、労使団体、地方三団体の代表、有識者や関係閣僚を構成員とする会議体）を開催します。

- 様々な立場から就職氷河期世代の支援に携わる有識者や団体に、取組、意見、支援の実態や課題等に関するヒアリングを実施します。

期待される効果

- 就職氷河期世代支援に社会全体で取り組む気運を醸成することで、就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げられることが期待されます。

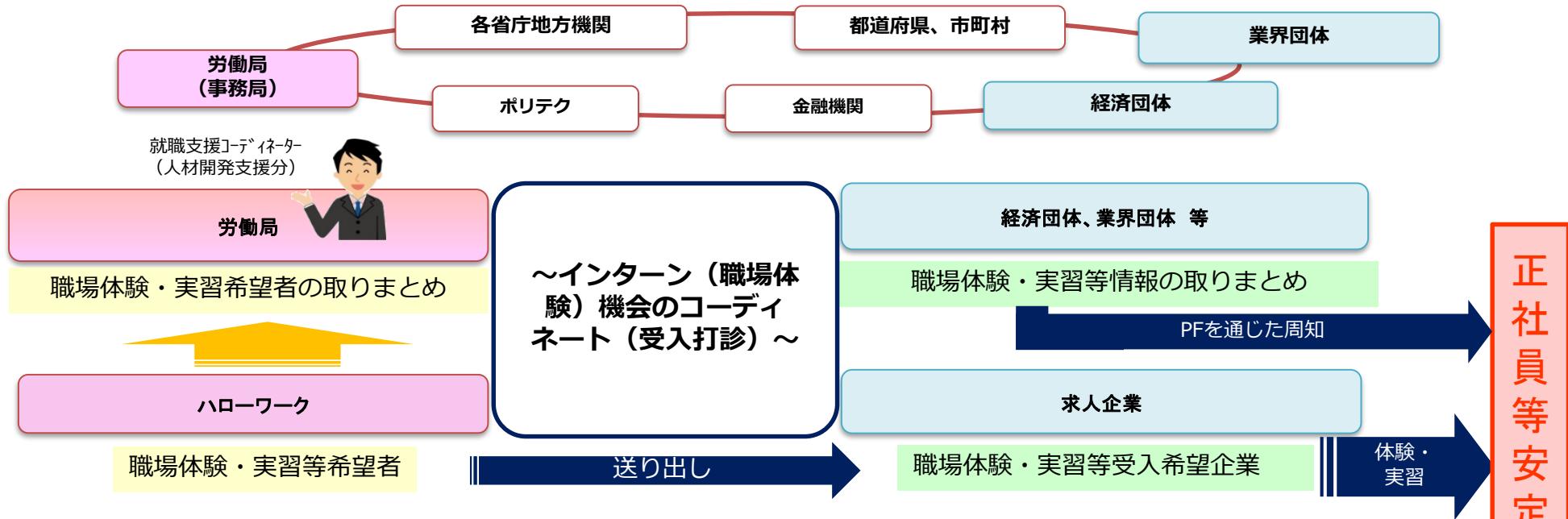
- 有識者や団体から、取組や意見を伺い、先進事例の横展開や、支援のモメンタムの維持・強化を図ります。

就職支援コーディネーター(人材開発支援分)の設置

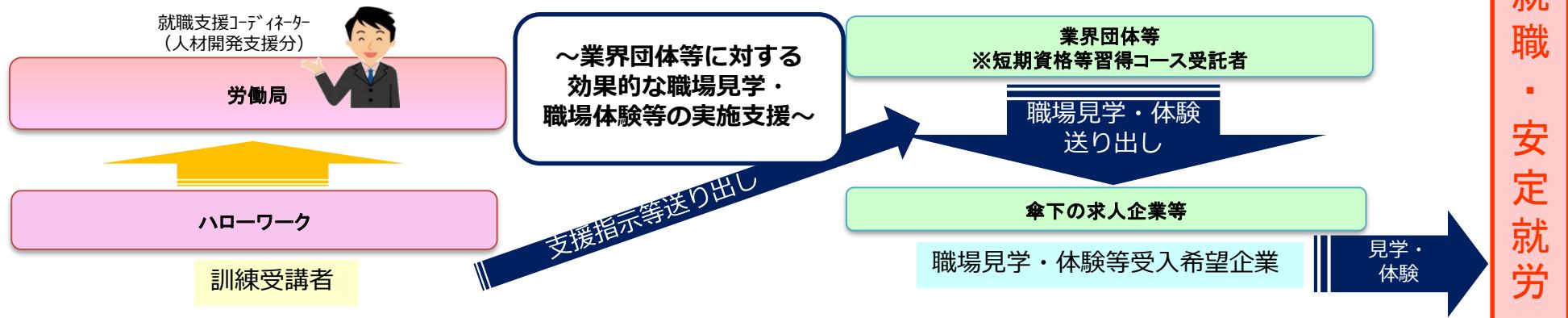
令和4年度要求額 492,660 (812,269) 千円

- ①地域ごとのプラットフォームにおいて、経済団体と連携して、希望者ごとのニーズに沿ったインターン（職場体験）の機会の開拓・確保を図るとともに、②業界団体等に委託して、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を行うこととしている。
- これらの取組を円滑に実施するため、地域の経済団体、就職氷河期世代の支援機関、求人者、求職者など関係者・当事者のニーズを踏まえた的確なインターン（職場体験）の機会をコーディネートする専門の者を、都道府県プラットフォームの事務局となる都道府県労働局に新たに配置し、就職氷河期世代の方々をはじめとした正規雇用化等安定的な就労支援の強化を図る。

①都道府県プラットフォームの取組



②出口一体型の訓練（短期資格等習得コース）の取組



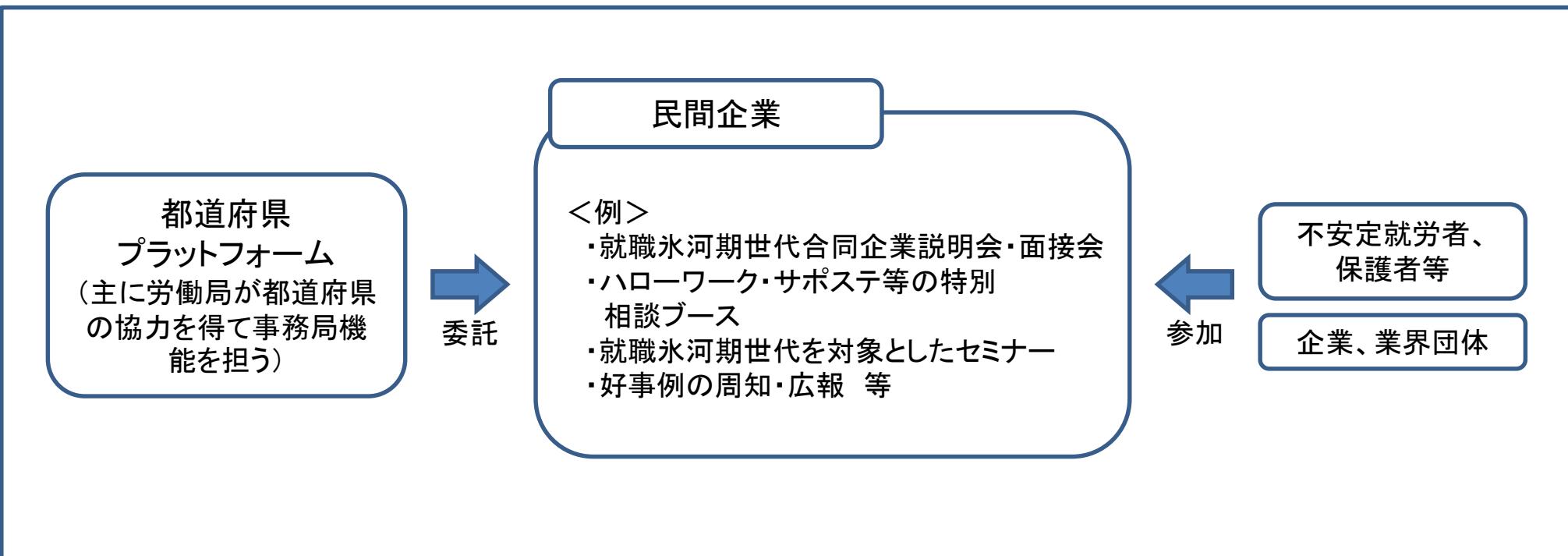
就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援

令和4年度要求額 442,604 (501,253)千円

就職氷河期世代の方々の活躍の促進を図るために、各地域においても、行政、経済団体、業界団体等各界一体となっての取組を進めることが重要であることから、企業説明会等を通じた各種支援を実施。

事業内容

都道府県ごとに設置する就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの取組の一環として、各地域において、都道府県をはじめとする各界の参画を得て企業説明会等を行い、就職氷河期世代の積極採用や正社員化等の支援、行政支援策等の周知等に取り組むとともに、好事例の発信を行う。



地域就職氷河期世代支援加速化交付金(令和4年度概算要求額 16.3億円)

事業概要

- 就職氷河期世代支援は、地方公共団体において、当該地域における就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえ、地域の経済団体、就労、福祉等の関係機関、当事者団体や支援団体等と連携しながら取組を進めることが重要。
- このため、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む地方公共団体等を強力に後押しするとともに、優良事例を横展開。

事業メニュー(交付金対象例)

○ 地域における就職氷河期世代の実態調査、ニーズ把握、効果検証

○ 伴走型支援の実施

- ・個別相談、研修、職場実習、合同企業説明会、就職後のフォローアップ等、就職前後の一貫した支援を地域の創意工夫を活かして実施

○ 就職氷河期世代のための総合的なオンライン相談窓口の開設

○ 多様な働き方や社会参加の場の創出

- ・就労経験が少ない方、育児等により離職した方と短時間業務(マイクロワーク)を提供する企業とのマッチング
- ・ひきこもりがちの方に対する居場所の整備・提供 等

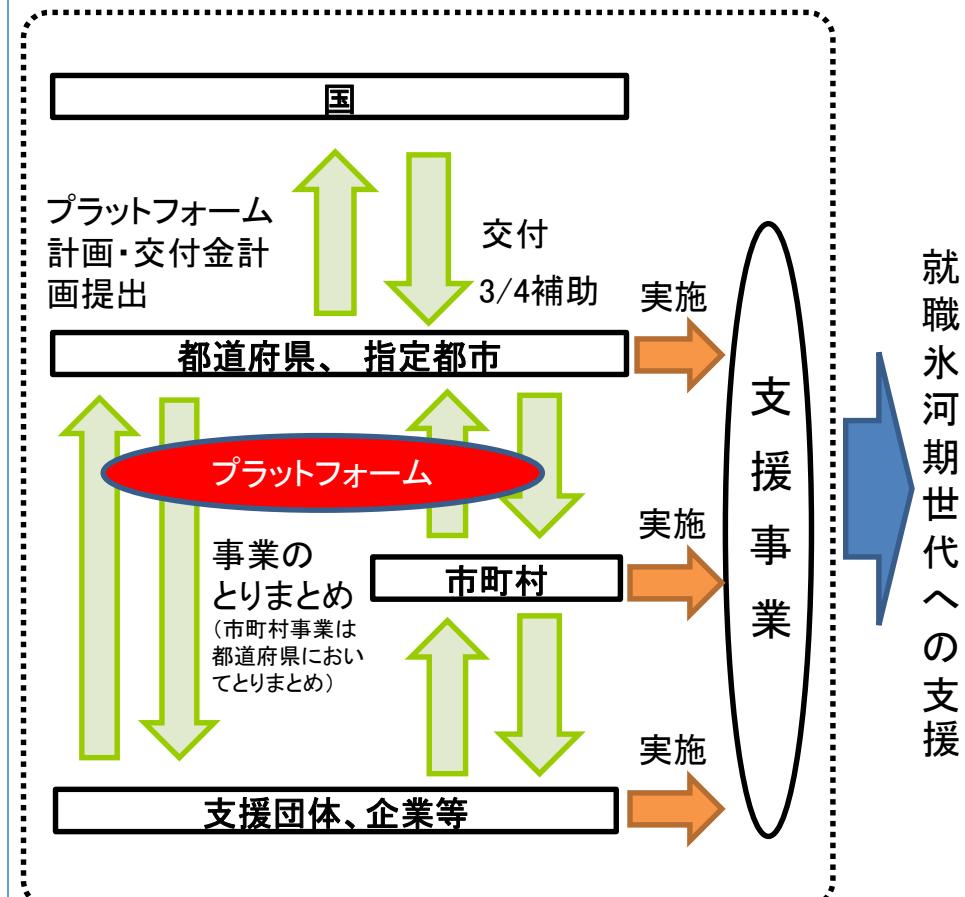
○ 社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減

- ・広域移動時の交通費の支給 等

○ 他の国庫補助金等の対象となっている事業の充実・強化 等

- ・補助対象範囲を超えた相談員の配置や支援人材養成研修の開催
- ・地方公共団体等独自の事業について、就職氷河期世代支援のための拡充
- ・正規雇用化に向けた雇用関連助成金の上乗せ 等

事業スキーム



事業毎に、重要業績評価指標(KPI)を設定し、その達成状況を事業年度ごとに効果検証、計画期間終了後に事後評価

4 その他の取組

就職氷河期世代等に対する積極的な広報の実施

令和4年度要求額 90,229(135,737)千円

- 就職氷河期世代には、これまで不安定な就労を繰り返しており、自己評価が低い傾向にあることや、安定就労に向けてスキルアップや転職活動を行う時間的・経済的・心理的余裕がないことから、就労・正社員化に向けた具体的な行動を起こせずにいる方々、そもそも、就労や正社員を目指すこと自体をあきらめている方々が一定数存在すると考えられる。
- そこで、ご本人やそのご家族、関係者に対して、「安定就職・社会参加の途を社会全体で用意・応援しています。」ということを効果的に伝えるため、関係省庁・経済団体との連携、地域ごとのプラットフォームの活用などのあらゆるルートを通じた広報を展開する必要がある。

事業内容

就職氷河期世代に対する国の各種支援策について、インターネット広告、SNS広告等のメディアを活用し、就職氷河期世代本人やその家族等、それぞれの置かれている状況を踏まえ、様々なルートを通じた広報を実施する。

【活用メディアの例】

・SNS広告 ・動画広告 ・インターネットバナー広告 ・専用HP ・ポスター ・リーフレット 等

集中プログラムの期間中実施(令和2年度から3年間)



ふるさとワーキングホリデーの概要

R4概算要求額 0.4億円

- 都市部の人たちなどが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、 地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくもの。

ふるさとワーキングホリデー

地方自治体

- ✓ 地域の魅力を知ってほしい
- ✓ 交流人口を増やし消費を拡大したい
- ✓ 少しでも多く定住してほしい



滞在中、地域住民との交流や学びの場として
地域の魅力・特色を活かした、その地域なら
ではのプログラムを参加者に提供。

参加者

- ✓ 旅行では味わえない体験がしたい
- ✓ 地域との交流を深めたい
- ✓ 第二のふるさとが欲しい



地元農家や企業等の業務に従事し収入を
得ながら、地域との関わりを深める取組を
通じて地域での暮らしをまるごと体感。

※ ふるさとワーキングホリデーに要する経費について特別交付税措置
(対象経費の上限額 1団体あたり15,000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数)

これまでの実績(R3.3時点)

ふるさとワーキングホリデー事業を通じて、約3,500人が地域での暮らしを体験。

実際にやってみると思っていた以上に新しい人々との
出会いや刺激に溢れていました。時間が許すなら理由が
なくとも、ぜひ参加すべきだと思います。(大学4年生)



「ごっこ汁」の味や雪国での生活の知恵、価値観の違いによる町おこしの難しさなど、様々な人々との交流から多くのことを学びました。(大学1年生)



麹の管理のために蔵の中に泊まることなどは、実際に酒造で働かなければ体験できないものでとても良い経験となりました。(大学2年生)



広報支援（総務省）

- 専用のポータルサイトの運用
- SNS(Twitter, facebook)の運用
- インターネット広告の実施
- 説明会の開催 等



企業向け説明会(ブロック単位)の開催

- 地域企業の参加拡大と実施自治体を図るため、企業及び未実施自治体を対象にした説明会を開催。
⇒ 従前、一次産業や観光業等での受け入れが多かったため、幅広い業種の企業へ参加を呼びかけ。
⇒ 未実施自治体にも参加を呼びかけ、裾野拡大を図る。

地域おこし協力隊とは

○**制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R 等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの**「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る**取組。

○**実施主体**：地方公共団体

○**活動期間**：**概ね1年以上3年以下**

○**地方財政措置**：

○地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**

① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員 1人あたり470万円上限

(報償費等270万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など) 200万円)

※ 隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大320万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている（隊員 1人あたり470万円の上限は変更しない。）

② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者 1人あたり100万円上限

※ 令和3年度に限り、対象期間を最終年次又は**任期終了2年内**へ延長

③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1 団体あたり200万円上限

④ 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1 团体あたり100万円上限

⑤ 「地域おこし協力隊インター」に要する経費：1 団体あたり100万円上限 (プログラム作成等に要する経費)、1人・1日あたり 1.2万円上限 (活動に要する経費)

⑥ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率 0.5

○都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置 (平成28年度から)

○都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置 (令和2年度から)



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

隊員数、取組団体数の推移

⇒ 令和6年度に8,000人を目標

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)	5,560人 (5,464人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数 (26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人、令和元年度：154人、令和2年度：96人) と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

地 域

○斬新な視点
(ヨソモノ・ワカモノ)

○協力隊員の熱意と行動力が
地域に大きな刺激を与える

地 方 公 団 体

○行政ではできなかった柔軟な地域おこし策

○住民が増えることによる
地域の活性化

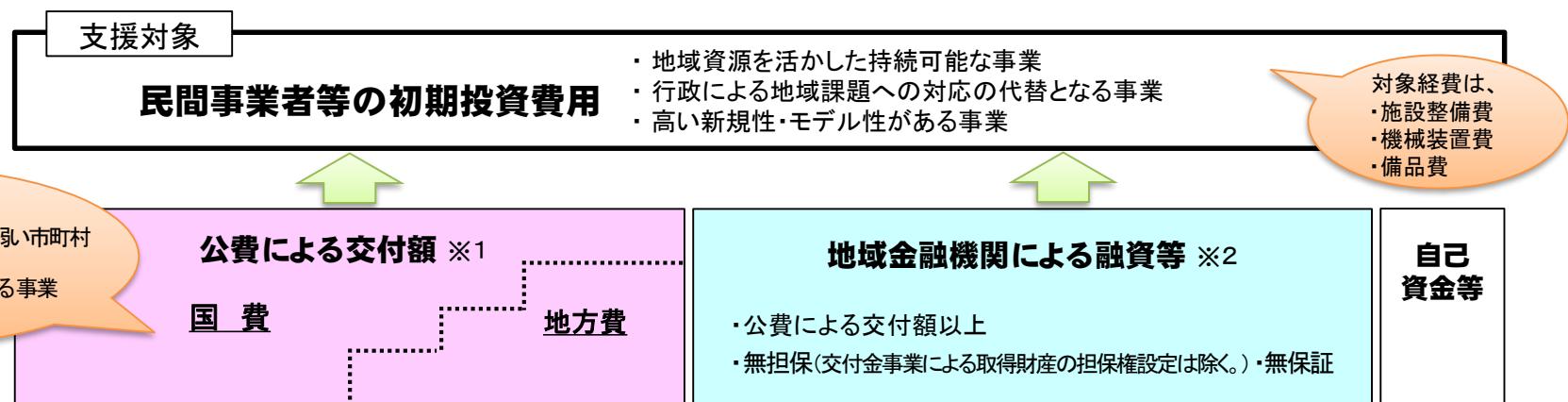
隊員の約4割は女性

隊員の約7割が
20歳代と30歳代

任期終了後、約6割が同じ地域に定住
※R2.3末調査時点

- 産学官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 「ローカル10,000プロジェクト」の更なる展開を図るため、引き続き、国の重要施策と連動した事業の重点支援を行う。

事業スキーム



※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円
 ※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も対象

これまでの実績（423事業、343億円）

(事業数は交付決定数、金額は事業実績（見込み含む）（R2年度末時点）)

- ・公費交付額 122億円
- ・融資額 169億円
- ・自己資金等 52億円

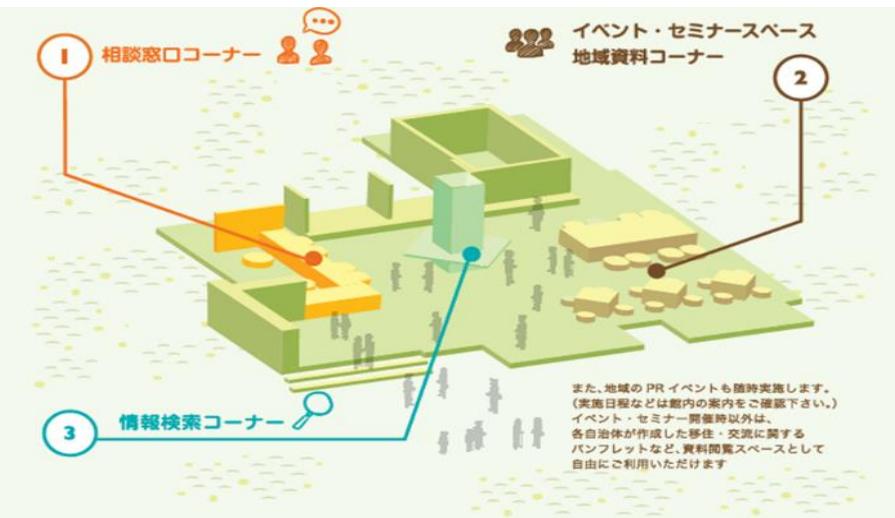
重点支援

- ①脱炭素に資する地域再エネの活用に関連する事業【新規】
 - ②生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【継続】
- 等であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、国費10/10により支援

移住・交流情報ガーデン

R4概算要求額:0.9億円

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。



○移住・交流情報ガーデンの来場者数・あっせん件数等実績

年度	来場者数 (人)	あっせん件数 (件)	イベント回 数 (回)
平成27年度	16,687	7,593	206
平成28年度	11,319	6,800	193
平成29年度	13,955	9,791	254
平成30年度	12,772	10,149	249
令和元年度	10,841	9,811	252
令和2年度	3,192	914	35

※平成27年度には、平成27年3月28~31日分を含む。

【①相談窓口コーナー(移住、就農、しごと)】

- ・地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
- ・しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。

※国の各府省とも連携

- ・厚生労働省(しごと情報)・農林水産省(就農支援情報)

【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】

- ・各地方自治体が作成した移住・交流に関するパンフレットを配架。
- ・地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

【③情報検索コーナー】

- ・情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を検索できるように、専用パソコンを設置。

[開館時間] (平日) 11:00~21:00 (土日祝) 11:00~18:00

[休館日] 月曜(月曜が祝日の場合は翌営業日)、年末年始



(移住フェアの模様)



[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル

[アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分

地下鉄/銀座線 京橋駅より徒歩5分

銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業

令和4年度概算要求額 10.2億円（5.6億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 地域・社会課題が多様化・複雑化する中、地方公共団体による課題対応が困難になっており、地域で持続的に課題解決を行うためには、ビジネスモデル創出が必要です。このため、地域内外の中小企業等※が、地方公共団体等の地域内の関係主体と連携しつつ、地域・社会課題解決と収益性との両立を目指す取組（地域と企業の持続的共生）を支援します。また、コロナ禍で若者を中心に地方生活の関心が高まっている中、若者人材に訴求できる仕事やキャリアを地域ぐるみで提供する取組を支援します。

※中小企業等：創業者、中小企業、地域未来牽引企業、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等

- また、地域で持続的に課題解決を行うためには、地方公共団体からの地域課題の提示や地域内外の関係主体の連携体制の構築が重要です。このため地方公共団体の課題のオープン化や企業とのマッチング等を行います。
- 加えて、地域の課題に対応する新たなサービスを創出する担い手を育成するため、若年層のうちから地域の社会課題をビジネスとして解決を図る「起業家教育」の推進により、将来の地域経済の担い手の育成を支援します。

成果目標

- 本事業を通して、地域・社会課題をビジネス目線で解決するサービスモデルの構築、収益性や地域課題解決の効果の検証とその自立化・展開を目指し、課題解決事業の定着率を令和6年度に60%にすること等を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

（1）補助（定額）

（1）補助（2/3、1/2以内）

国

民間事業者等

（2）委託

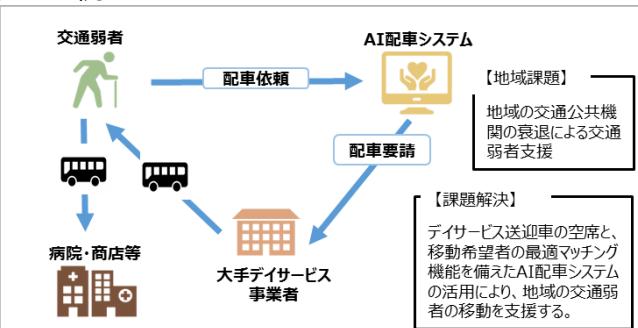
民間事業者等
(プロジェクト実証
事業者等)

事業イメージ

（1）広域的課題解決、若者人材確保プロジェクト実証

- ベンチャー・中小企業等が、自らもしくは複数社で連携し、複数地域（5地域以上）で抽出して束ねられた課題解決・付加価値向上に資する取組に必要な経費の一部を支援します。また他の企業との連携等により更なる広域展開を行う場合は、支援を拡充します。
【補助率：2/3以内、補助対象者：中小企業等】

イメージ例



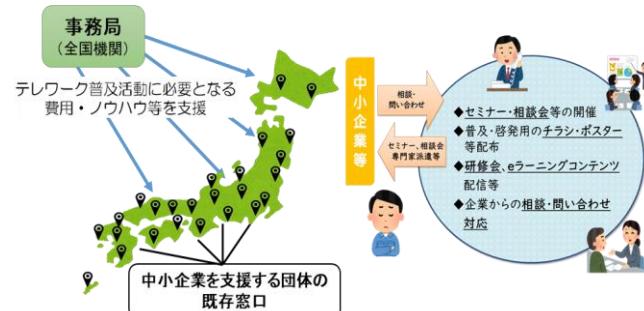
- 地域の共通課題である若者人材の流出防止・流入促進のため、民間事業者等が複数の地域企業を束ね、業界団体、経営支援機関、自治体等とも連携し、地域ぐるみで若者人材に向けた仕事やキャリアステップを作り、求人・採用、人材育成、キャリア支援等を行う総合的な取組を支援します。
【補助率：1/2以内、補助対象者：民間事業者等】

（2）地域・社会課題の発掘、起業家教育の実施

- 地方公共団体が解決を目指す地域・社会課題のオープン化を促すための地方公共団体向けのセミナーを実施するとともに、一緒に解決を目指す創業者、ベンチャー企業やデザイナー等とのマッチング機会等を作ります。
- 地域課題解決という身近なテーマで起業家教育に取り組む高等学校等に対し、学校教員がリーチできない外部の起業家や産業界との接点を設けることができる民間のコーディネーターによる授業のサポートや、教育現場への起業家の派遣等を通じて、将来の地域経済の担い手を育成します。

- 新型コロナウイルス感染症への対応方策として、多くの民間企業・団体がテレワークを経験した結果、マネジメント・コミュニケーション・生産性低下といった課題が表面化したことを踏まえ、民間企業・団体による自発的なテレワークを促進するため、テレワークの「質」にフォーカスし、テレワークの導入推進及び導入後の確実な「定着」に向けた施策を実施。

① テレワーク・ワンストップ・サポート



③ テレワーク先進事例の表彰



テレワーク先駆者百選ロゴ

② テレワーク月間における普及啓発



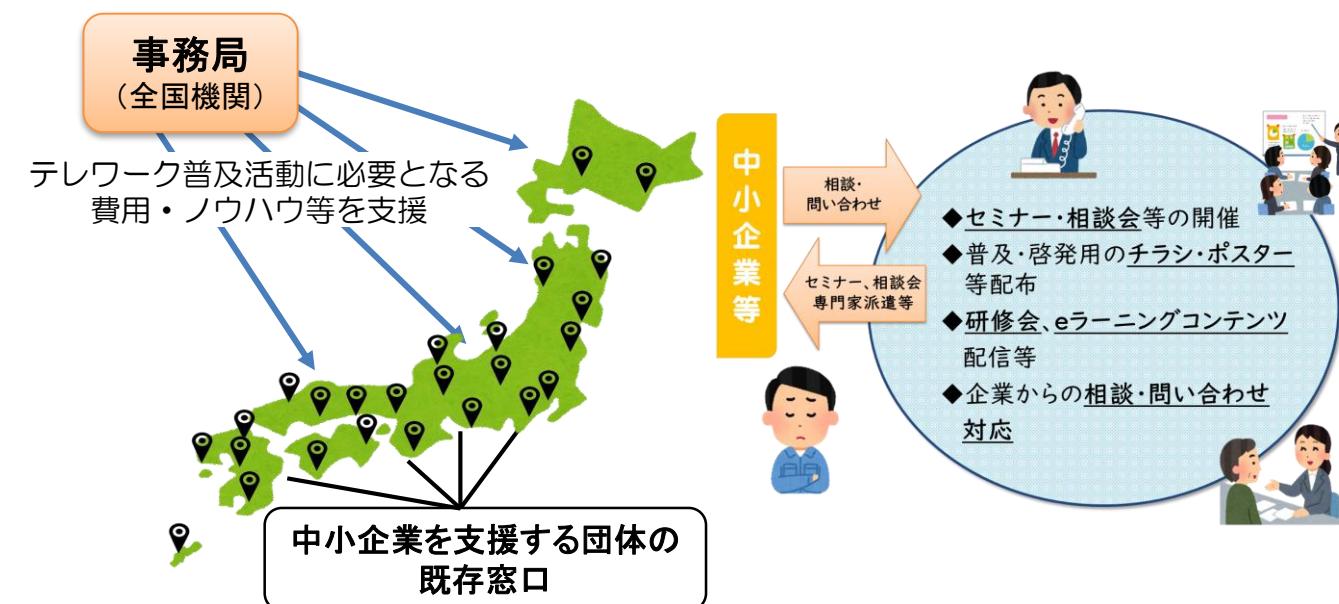
テレワーク月間ロゴ



テレワーク・サポートネットワーク事業

- 全国各地の中小企業等へのテレワーク普及促進のため、各地域における**中小企業支援の担い手となる主体**と連携し、これら団体の既存の窓口を「**テレワーク・サポートネットワーク**」として設定。
⇒ これら窓口に、テレワークの導入について事業者を支援する機能を担っていただくとともに、当該地域内において、テレワーク相談の相互連携ができるネットワーク機能を果たしていただくことを想定。
- サポートネットワークとして設定された窓口に対して、事務局となる全国機関(事業の受託者)を通じ、**テレワーク普及活動に必要となる費用・ノウハウ等を支援**(チラシ・ポスター等の印刷やセミナー開催、専門家派遣の費用の支援、コンテンツ提供など)。

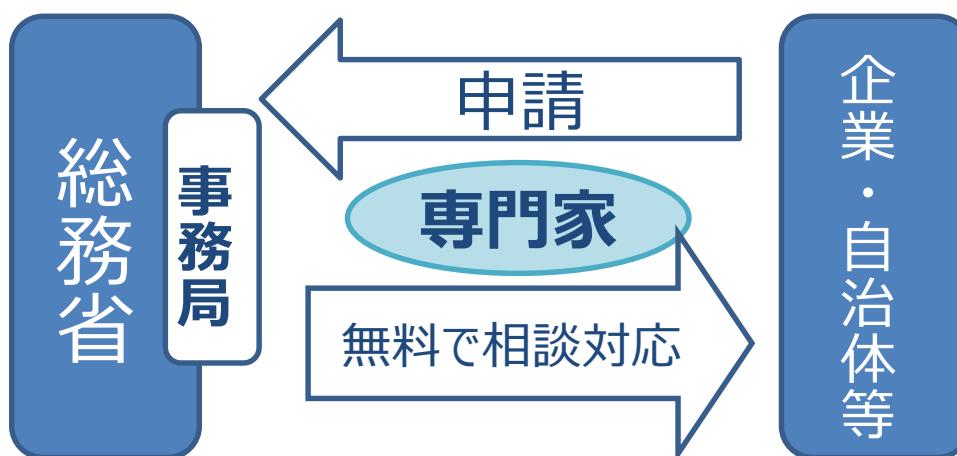
テレワーク・サポートネットワーク (全国の社労士会、商工会議所等)



- 事務局は、窓口として登録された**258団体**（商工会議所135 / 社会保険労務士会47等）と連携
- R2年度は、セミナー299回（現地開催106回 / オンライン193回）、相談会135回（現地開催47回 / オンライン88回）の計**434回**実施し、のべ**4,687名**が参加

テレワークマネージャー相談事業

- テレワーク導入を検討する企業等に対し、
専門家が無料でテレワークの導入に関するアドバイス（システム、セキュリティ等）を実施。
- これまでに実施した相談対応の結果を事例集として取りまとめ、事業Webサイトで公表。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、テレワークの一層の導入の促進を図るため、R2年度には以下の点について対応。
 - ✓ **テレワークマネージャーの増員**
(R2年度当初：21名 → 109名)
 - ✓ **申請者とテレワークマネージャーのマッチングの迅速化のためのシステム構築**



総務省
事業

令和2年度

テレワークマネージャー 相談事業

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークが注目されていますが、総務省では、テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家（テレワークマネージャー）が、無料でテレワーク導入に関するアドバイス等を行なう「テレワークマネージャー相談事業」を実施しています。

Q テレワークを導入するためにはどうすればいいの？
システムやセキュリティは？



A テレワークの専門家によるコンサルティング

専門家が、主にICTまでテレワークの導入に関するアドバイス等を実施します

導入支援

導入検討、トライアル、正式導入まで、企業規模を問わず支援します



相談実施期間

令和2年 4月1日 水 >>> 令和3年 3月31日 水

費用 コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担

Q テレワークマネージャー相談事業とは？

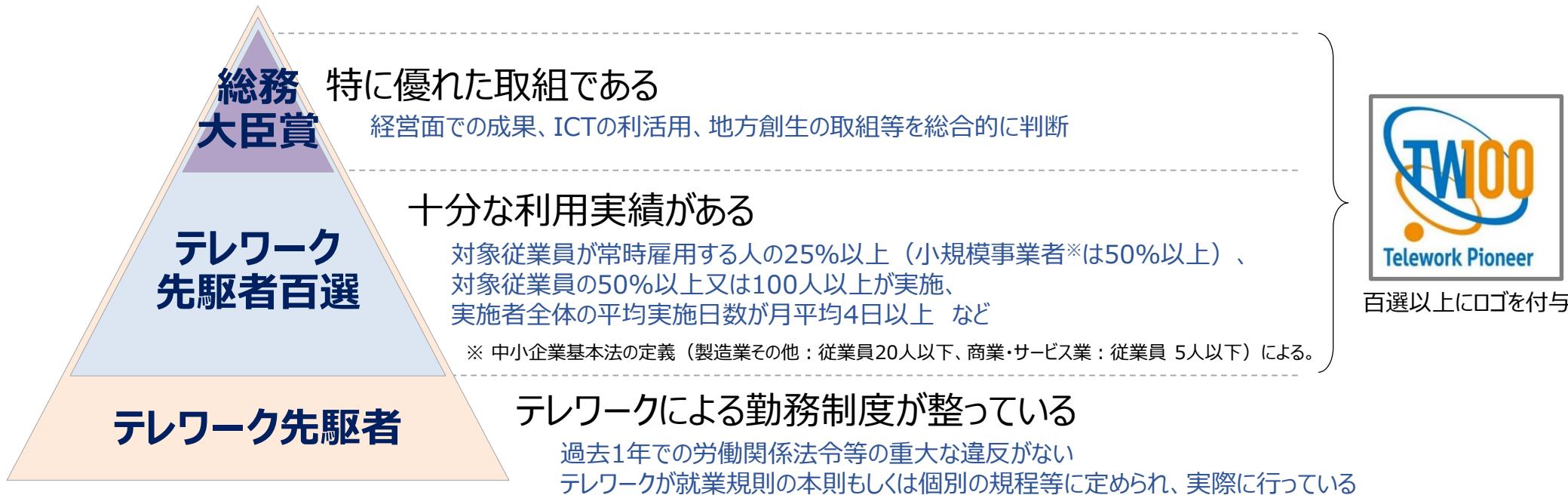
A テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家（テレワークマネージャー）が、無料でWeb会議・電話または派遣訪問によるコンサルティングを実施します。働き方改革の導入の効果やテレワーク導入にあたってのICTツール、セキュリティ等に関する情報提供を行います。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、状況によって全国または一部地域での便道派遣を中止し、Web会議・電話での相談のみとなる場合もございます。

■令和2年度相談件数：664件 [昨年度:235件]

テレワーク先駆者百選

- テレワークの導入・活用を進めている企業・団体を「テレワーク先駆者」として、さらに十分な利用実績等が認められる場合に「**テレワーク先駆者百選**」として選定・公表。
- 「テレワーク先駆者百選」のうち、特に優れた取組には**総務大臣賞**を授与。



年度	総務大臣賞	テレワーク先駆者百選選定数
令和2年度	江崎グリコ(株) / (株)キャスター / チューリッヒ保険会社 / 富士通(株) / 八尾トヨー住器(株)	60
令和元年度	アフラック生命保険(株) / シックス・アパート(株) / 明豊ファシリティワークス(株) / リコージャパン(株)	32
平成30年度	向洋電機土木(株) / 日本ユニシス(株) / フジ住宅(株) / 三井住友海上火災保険(株) / (株)WORK SMILE LABO	36
平成29年度	(株)NTTドコモ / (株)沖ワーキュエル / 大同生命保険(株) / 日本マイクロソフト(株) / ネットワンシステムズ(株)	41
平成28年度	サイボウズ(株) / (株)ブイキューブ / 明治安田生命保険相互会社 / ヤフー(株)	42
平成27年度	—	36

令和3年度 雇用型テレワークの導入・定着促進のための施策概要

- ▶ 適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着促進のため、テレワークガイドラインに沿った取組を企業に促すためのセミナー・表彰や、テレワークを新規に導入する中小企業事業主への助成等の事業を実施。

1. 雇用型テレワークガイドラインの周知

テレワークガイドラインの周知広報

テレワークを適切に導入及び実施するにあたっての注意すべき点について周知・啓発を実施。

テレワークモデル就業規則の作成

テレワークガイドラインに則したモデル就業規則を作成し、各種セミナー等を通じて周知を行う。

2. 企業等への相談対応、テレワーク導入費用の助成による支援

テレワーク相談センターの設置・運営

- ・ テレワーク相談センターを設置し、企業等へのコンサルティングやテレワーク導入のアドバイス等、導入支援を実施。
- ・ 働き方改革推進支援センターと連携し、地域の相談ニーズに対応。

※ 令和4年度は関係省庁と連携し、相談窓口をワンストップ化することで、企業にとってわかりやすく、寄り添った支援を実施。

人材確保等支援助成金(テレワークコース)

良質なテレワークを新規導入し、労働者的人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費を助成。

国家戦略特別区域における導入支援

国家戦略特別区域内に相談窓口を設けるなどして、自治体と連携した各種支援をワンストップで実施。

3. 適正な労務管理下でテレワークを導入・定着させている企業の事例紹介

企業向けセミナーの開催

総務省と連携し、労務管理上やセキュリティ上の留意点の解説や、企業の導入事例を紹介するセミナーを開催。

厚生労働大臣表彰「輝くテレワーク賞」

総務省と連携し、先進企業等に対し表彰を行い、その取組を企業向けのシンポジウム等を通じて幅広く周知。

国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の実施（人 事 院）

令和4年度予算概算要求額

17百万円（要望額含む）

事業概要・目的

「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」（令和元年12月23日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）により、就職氷河期世代に対し、令和2年度から令和4年度までの間、国家公務員の中途採用について政府を挙げて集中的に取り組むこととされた。

これを実現するために、「就職氷河期世代に係る国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代試験）の実施の依頼等について」（令和2年2月26日人事管理運営協議会幹事会申合せ）により、人事院に対し、就職氷河期世代に係る国家公務員中途採用者選考試験のうち能力実証等の一部の統一的な実施要請が行われ、内閣官房就職氷河期世代支援推進室長から人事院事務総長に対しても、同要請を踏まえた実施の依頼があった。

この要請を踏まえ、人事院において、国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の能力実証等の一部を実施する。

事業イメージ・具体例

○国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の実施

・受験申込受付

・第1次選考

(1)基礎能力試験(多肢選択式):公務員として必要な基礎的な能力(知能及び知識)についての筆記試験

解答題数:40題

知能分野:20題(文章理解、課題処理、数的処理、資料解釈)

知識分野:20題(自然科学、人文科学、社会科学(時事を含む。))

解答時間:1時間30分

(2)作文試験:文章による表現力、課題に対する理解力などについての筆記試験

・第1次選考通過者の決定

・合格発表

※第1次選考の内容は令和2年度試験の実施例

資金の流れ

会場借料等

国

国立大学法人等

期待される効果

就職氷河期世代支援の実現

(令和2年度から4年度の3年間の取組において、政府全体で毎年150名以上(3年間で450名以上)採用することを目標としている。)

(「政府における就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針について」(令和2年5月27日人事管理運営協議会幹事会申合せ)第2項)